



基本計画



第1章 基本目標 1 一人ひとりの健康と安心を支える地域づくり



《推進施策》

1 - 1 一人ひとりの健康づくりの推進	1 - 1 - 1 保健サービスの充実
	1 - 1 - 2 市民健康増進運動の推進
1 - 2 地域医療体制の強化	
1 - 3 安心な暮らしを支える福祉の充実	1 - 3 - 1 子育て支援の充実
	1 - 3 - 2 高齢者福祉の充実
	1 - 3 - 3 障害者福祉の充実
	1 - 3 - 4 母子・父子福祉および低所得者福祉の充実
	1 - 3 - 5 社会保障制度の周知・利用促進
1 - 4 心のかよった地域福祉の推進	

1 - 1 一人ひとりの健康づくりの推進

1 - 1 - 1 保健サービスの充実

■ 現状と課題

母子保健

本市では、妊娠・出産・乳幼児期の疾病や事故を未然に防ぐため、定期的な健康診査と相談・指導による継続的な母子の健康支援に努めています。しかし、子どもの成長とともに保護者の健康診査への関心が薄れる傾向にあるため、保護者への意識啓発と受診しやすい健康診査の実施が課題となっています。

近年は、違法な薬物の使用、自殺、性の逸脱行動が小学生などの年代にも起きており、社会全体の問題になりつつあります。そのため、これからの社会では、思春期を迎えた青少年が心と身体に関する正しい知識を身につけていくことがとても大切になります。本市では各小中学校で児童・生徒や保護者に対して健康教育（性教育）を実施しています。今後も家庭と協力して、青少年の心身の健康を守っていくことが必要となります。

自閉症などの発達障害 に関しては、早期発見・早期支援が特に重要になります。そのため、本市では、心理相談員による個別相談や指導などを実施しています。国は「発達障害者支援法」を平成17年4月に施行し、発達障害に対する社会支援を本格化しようとしており、本市においても今後、発達障害に関する知識の普及とともに、早期から支援する体制の充実が必要となります。

成人保健

国では、一層進む高齢社会を見据えて「国民健康づくり運動（健康日本21）」を展開し、生活習慣病の予防や健康づくりを推進しています。

国と同様に、本市も、がん・心疾患・脳血管疾患の三大生活習慣病が死亡原因の6割以上を占めており、また、糖尿病や肥満は年々増加する傾向にあります。これに対して、本市では生活習慣病をはじめ、疾病の予防と早期発見に向けて、対象となる市民に健康診査や保健指導、各種がん検診などを実施しています。今後は、特に壮年期（40～64歳）からの継続的な健康管理への支援が重要となります。

これまでは「老人保健法」に基づいて、市町村が基本健康診査（基本健診）・保健指導を実施してきました。平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者による特定健康診査・特定保健指導へと移行することから、今後は新たな健康診査・保健指導体制を構築する必要があります。

予防接種

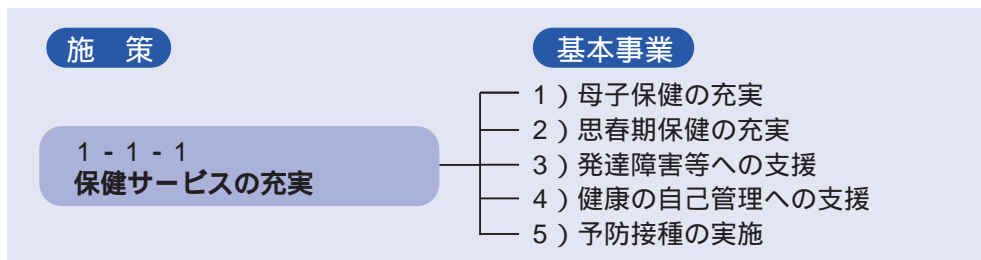
本市では、子どもから高齢者まで、重大な疾病を未然に防ぐために、国の定める予防接種を実施しています。しかし、予防接種の種類により接種率に違いがでていることから、接種率の低い予防接種については一層の勧奨が必要となります。

発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもの。

■ 基本方針

子どもから高齢者まで、年代に適した疾病予防を指導・支援するとともに、疾病の早期治療につながるよう、一人ひとりにきめ細かい保健サービスを実施します。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 母子保健の充実

すべての母親と乳幼児の健やかな成長と発達を支援するため、成長段階に応じた母子保健事業の充実を図ります。

2) 思春期保健の充実

思春期の心と身体に関する正しい知識を身につけた上で自分自身を大切にできるよう、指導・相談体制の充実を図ります。

3) 発達障害等への支援

発達障害などに関する正しい知識の普及に努めるとともに、子どもの発育・発達を早期から支援するための個別相談と指導体制の充実を図ります。

4) 健康の自己管理への支援

壮年期からの生活習慣病予防に向けて、日常生活における健康管理を支援する健康診査などの受診率向上と検診後の事後指導の充実を図ります。

5) 予防接種の実施

対象者すべてが適切な時期に予防接種を受けよう、疾病予防の大切さへの理解をさらに深めるとともに、実施体制の充実を図ります。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
母子保健の充実			
乳児健康診査	3～4ヶ月児を対象に、問診、身体測定、内科健診、発育・発達・栄養相談を実施する	受診率 (H18) 91.5% (H23) 96%	健康増進課
1歳6ヶ月児健康診査	1歳6ヶ月児を対象に、問診、身体測定、内科健診、歯科健診、発育・発達・栄養相談、歯の染め出し、歯磨き指導を実施する		健康増進課
3歳児健康診査	3歳児を対象に、問診、身体測定、内科健診、歯科健診、尿検査、視力・聴力検査、発育・発達・栄養相談を実施する		健康増進課
妊婦・乳児委託健康診査	委託医療機関に受診票を提出し、健康診査を受診する	受診率 (H18) 64.1% (H23) 70%	健康増進課
2歳児歯科健康診査	2歳児を対象に、身体測定、歯科健診、RDテスト、歯科衛生士による歯の染め出し、歯磨き指導、また希望によりフッ素塗布を実施する	受診率 (H18) 59.3% (H23) 66%	健康増進課
乳幼児訪問指導	第1子および育児上問題がある乳幼児、未受診乳幼児などに対して訪問指導を実施する	対象者全員実施	健康増進課
思春期保健の充実			
健康教育(性教育)	思春期の心と身体についての相談・指導を実施する	実施回数 (H18) 21回/年 (H23) 24回/年	健康増進課
発達障害等への支援			
さくらんぼ教室	発育・発達の相談・指導や親子遊びによる親子集団指導、心理相談員による個別相談・指導を実施する	実施回数 (H18) 32回/年 (H23) 36回/年	健康増進課
ポーターズ(発達遅滞乳幼児のための早期教育プログラム)	指導員による個別相談・指導を実施する	実施回数 (H18) 12回/年 (H23) 12回/年	健康増進課

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
健康の自己管理への支援			
健康診査希望調査	毎年、全世帯の健診受診意向を調査し、各種健診・がん検診対象者や受診希望者を把握する	受診率 (H17) 35% (H23) 50%	健康増進課
受診しやすい健診体制の構築	健診時の待ち時間短縮や休日における健診の実施など、市民が健診を受診しやすいよう配慮し、受診率向上に努める		健康増進課
精密検査の受診促進	健診結果で「要精密」となった者に対し、必ず医療機関で受診するよう勧奨するとともに、受診していない者には訪問指導を実施するなど、全員が精密検査を受診できるよう努める	受診率 (H17) 73% (H23) 80%	健康増進課
保健指導の充実	生活習慣病の病態別の個別指導を充実するとともに、生活習慣病予防のための指導を必要とする方に早期に対応することで、行動変容につながる保健指導を実施する	対象者全員実施	健康増進課
精神保健事業	各種相談事業、デイケア、精神保健ボランティア育成、訪問指導などを実施し、精神障害者の自立および社会復帰を援助・促進する	デイケア参加者数 参加延人員 (H18) 300人 (H23) 450人	健康増進課
予防接種の実施			
BCG	鉾田保健センターにおいて、乳児健診時に集団接種を実施する	平均接種率 (H18) 84% (H23) 90%	健康増進課
急性灰白髄炎(ポリオ)	各保健センターにおいて、集団接種を実施する		健康増進課
三種混合(DPT)・麻しん風しん混合・麻しん・風しん・日本脳炎	医療機関に委託して実施する		健康増進課
二種混合(DT)・日本脳炎2期	各小学校において、集団接種を実施する		健康増進課
インフルエンザ(高齢者対象)	医療機関に委託して実施する		接種率 (H18) 60% (H23) 65%

[主な関連計画]

鉾田市健康増進計画
 鉾田市地域福祉計画
 次世代育成支援対策地域行動計画
 鉾田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 鉾田市障害者基本計画・障害福祉計画

1-1-2 市民健康増進運動の推進

■ 現状と課題

肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病はそれぞれが独立した別の病気ではなく、特に内臓に脂肪が蓄積した肥満が原因であることがわかってきました。このような状態は「メタボリックシンドローム」(内臓脂肪症候群)と呼ばれ、予防や改善のためには、カロリー摂取を抑えた食生活の改善やウォーキングなどの運動習慣を必要とします。

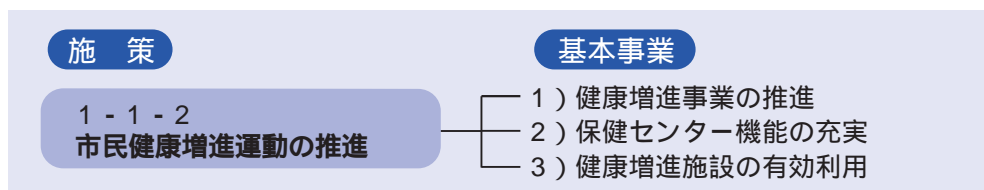
本市においても、国が展開する「国民健康づくり運動」(健康日本21)に基づき、全市的な市民健康増進運動を推進する必要があります。また、地元農産物などを活用した食育の展開や健康増進施設の活用など、本市の特性を活かした取り組みを展開していく必要があります。

健康づくりの拠点施設として位置づけられている鹿島灘海浜公園では、銚田市鹿島灘海浜公園利用促進協議会を中心に各種イベントやPR活動を実施しているものの、まだ認知度が低い状況にあります。また、ほっとパーク銚田、とっぴ・さんて大洋においては、設備の老朽化による定期的な修繕が必要となっています。

■ 基本方針

市民一人ひとりの健康増進を目指して、拠点機能の充実とともに、「運動」と「食」を中心とする全市的な市民健康増進運動を展開します。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 健康増進事業の推進

「銚田市健康増進計画」を策定し、健康づくり教室の全地区への展開やウォーキングの普及・啓発などを中心に、市民一人ひとりに運動習慣が身につくよう支援します。

2) 保健センター機能の充実

保健センターが市民の健康増進を支える拠点として機能するよう、施設の維持・整備と運営体

制の充実を図ります。

3) 健康増進施設の有効利用

市内にある健康増進施設が健康づくり拠点として十分にその役割を果たすよう、市民への利用促進事業の展開とともに、健康増進機能の充実と施設の有効利用を図ります。

5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
健康増進事業の推進			
健康増進事業	健康づくりの基本である運動に対する市民の意識を高め、日常生活において健康的な生活習慣づくりができるよう支援する	健康づくり教室 延べ参加者数 (H18) 410人 (H23) 600人	健康増進課
ウォーキングの普及・啓発	生活習慣病の原因となる「肥満」を予防するため、生涯を通じてできるウォーキングの普及・啓発に努める	普及促進	健康増進課
地域栄養改善事業	保育所(園)や小中学校を訪問し、児童に対し食育推進事業(指導・講話等)を展開する。成人に対しては、病態別による栄養指導などを地区食改推進員とともに実施する	活動地区数 (講習会等) (H18) 50地区 (H23) 80地区	健康増進課
健康増進計画策定	健康増進法に基づき、日常生活において健康的な生活習慣づくりができるよう健康増進計画を策定する	(H20) 計画策定	健康増進課
保健センター機能の充実			
センターの利活用	保健センターの適正な運営を図る	(H19) 運営方針 検討	健康増進課
センター機能の整備	年次計画をたて計画的に整備を実施する	計画的に実施	健康増進課 企画課

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
健康増進施設の有効利用			
鹿島灘海浜公園 地域活性化拠点 事業	ウォーキングコースの設置、健康 セミナーの実施、イベントの開催、 施設PR活動など、健康増進のため に施設の利用を促進する	利用促進	健康増進課
ほっとパーク銚 田整備事業	年次修繕計画をたて、施設や設備 の老朽化に伴う修繕工事を実施す る	計画的実施	健康増進課
とっぷ・さんて 大洋整備事業		計画的実施	健康増進課
施設管理運営事業	ほっとパーク銚田、とっぷ・さん て大洋の管理について、指定管理 者による効果的な管理運営を行う	継続実施	健康増進課

[主な関連計画]

銚田市健康増進計画
銚田市地域福祉計画
次世代育成支援対策地域行動計画
銚田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
銚田市障害者基本計画・障害福祉計画

1 - 2 地域医療体制の強化

■ 現状と課題

少子高齢社会の到来や健康への関心の高まりなどを背景に、医療に対する市民のニーズも多様化・高度化するものと考えられています。

市内には平成18年4月現在、病院3か所、診療所(外来)11か所、歯科診療所22か所があり、身近な医療機関としてプライマリーケアの充実に努めています。今後も、地元医師会と消防機関の協力により実施している休日診療当番医制の充実とともに、初期救急医療体制の強化に一層取り組む必要があります。

また、本市は鹿嶋市、潮来市などとともに鹿行保健医療圏を構成しています。この医療圏においても、休日・夜間における入院治療を必要とする重症救急患者に対応するため、救急医療二次病院との連携強化など、広域的・体系的な救急医療体制の整備を図る必要があります。

一方、急速に少子化が進展する中で、次代を担う子どもの健康を守るため、小児救急医療体制の整備をはじめとする小児医療の充実が課題となっています。

■ 基本方針

少子高齢社会において多様化・高度化している医療への要望に対応するため、地域医療の充実と救急医療体制の強化を図ります。

■ 施策体系

施策

1 - 2
地域医療体制の強化

基本事業

- 1) 地域医療の充実
- 2) 救急医療体制の整備

■ 事業内容

1) 地域医療の充実

一般の診療・治療に加えて、健康管理や疾病予防も含めた包括的な地域医療を展開するため、「かかりつけ医」の普及と医療情報の提供を一層進めます。

プライマリーケア：一般的な診療だけでなく、健康の維持増進、疾病の予防と早期発見・治療、社会復帰に向けてのリハビリテーション、治療指導までを継続的かつ包括的な保健・医療のあり方を指す。

2) 救急医療体制の整備

各医療機関、医師会および消防機関との連携・協力体制を一層強化し、初期小児救急医療体制の構築とともに、初期および第二次救急医療体制の強化に努めます。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
地域医療の充実			
「かかりつけ医」の普及・定着	地元の開業医などを中心に、最適な医療が受けられるようプライマリケアの充実に努める		健康増進課
医療情報の提供	広報やインターネットなどにより、市民への広域的かつ適切な医療情報の発信を行う		健康増進課
救急医療体制の整備			
初期救急医療体制の強化（救急医療在宅当番医制）	各医療機関、医師会および消防機関との連携・協力を図り、地域医療体制の整備充実に努める		健康増進課
初期小児救急医療体制の構築	市内の小児科医や関係機関との連携・協力を図り、小児救急の実施に努める		健康増進課
地域医療ネットワークの充実（第二次救急医療体制）	輪番制における協力医療機関と連携し、充実した医療の提供を行う		健康増進課

1 - 3 安心な暮らしを支える福祉の充実

1 - 3 - 1 子育て支援の充実

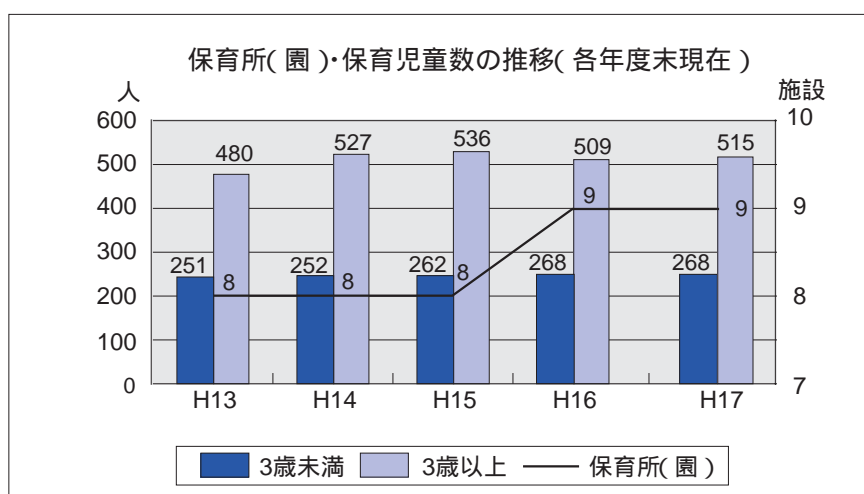
■ 現状と課題

国や県を下回る出生率が続いている本市では、今後も少子化が引き続き進行すると予測されています。また、核家族化や女性の社会進出が一層進むことも予想されることから、子どもの健やかな成長を支える環境の形成が、本市の重要な課題となります。

市内には平成18年4月現在、認可保育所（園）が9施設（公立2、私立7）あり、市民に保育サービスを提供しています。また、保育所（園）の持つ機能を活用して、子育て相談や仲間づくりにつながる地域子育て支援センターを5施設（公立1、私立4）、小学校低学年を放課後に預かる学童保育を4施設（私立4）で、それぞれ実施しています。

近年は、両親の多様な就労形態の影響から保育ニーズも多様化しており、地域子育て支援センター機能の拡充、学童保育の市内全域実施および保育サービスの質の向上などが課題となります。また、保育所（園）による子育て支援だけでなく、地域住民が子育てを支援する活動の活性化も課題となっています。

核家族化や女性の社会進出などを要因に、家庭や地域社会での子育て機能が低下しており、全国的に児童相談の件数が増加しています。このうち、児童虐待に関する相談も増えています。こうした全国的な状況を踏まえて、本市では「要保護児童対策地域協議会」を平成18年度に設置しました。今後は、児童虐待を未然に防止する取り組みとともに、要保護児童の早期発見から援助につなげる体制強化が課題となります。

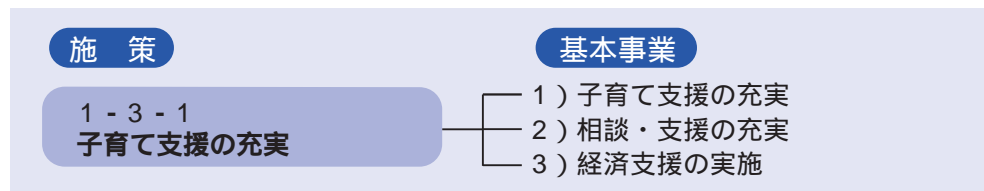


資料：子ども家庭課

■ 基本方針

子どもの健やかな成長を支える環境の向上を目指して、地域で支えあう子育て支援の充実とともに、児童虐待を防止する体制の強化を図ります。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 子育て支援の充実

地域社会における子育て支援の充実に向けて、保育所（園）などでの学童保育の拡充と「つどいの広場」の実施、そして市民の協力によるファミリー・サポート・センター事業を展開します。

2) 相談・支援体制の充実

保護者の精神的な負担軽減とともに児童虐待を未然に防止するため、家庭児童相談室を中心とする相談・支援体制の充実を図ります。

3) 経済支援の実施

子育て家庭の経済的な負担軽減に向けて、国・県と連携した支援事業を引き続き実施します。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
子育て支援の充実			
保育所事業	児童を心身ともに健やかに育成するため、児童福祉法に基づく保育所（園）に対して保育費の一部を負担するとともに、保育活動や各種保育事業などに対して助成する	継続実施	子ども家庭課

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
保育所事業 (学童保育)	就学前から小学校低学年の子どもを保育所(園)などで養育する	継続実施	子ども家庭課
つどいの広場事業	乳幼児と保護者が気軽に相談・交流できる児童館的機能を備えた場所を提供する	(H22)実施	子ども家庭課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭に対する育児不安などについての相談・指導や、子育てサークルなどへの支援により子育て家庭に対する育児支援を行う	継続実施	子ども家庭課
ファミリー・サポート・センター事業	子育てサポーター事業を展開し、登録会員数が100人以上となった後、ファミリー・サポート・センター事業へと移行を図る	登録会員数 (H23)150人	子ども家庭課
次世代育成支援対策施設整備事業	認定保育所(園)の定員増および老朽化に伴う増改築などに対する支援を行い、良好な保育環境の整備に努める	計画的実施	子ども家庭課
相談・支援の充実			
家庭児童相談室	家庭児童相談室に家庭相談員、保健師を配置することにより機能の充実を図り、育児不安・障害児・児童虐待などの相談・支援を行う	相談件数 (H18)750件 (H23)900件	子ども家庭課
要保護児童対策地域協議会	平成18年度に設置した要保護児童対策地域協議会を開催し、虐待児童またはその家庭へ支援を行う	個別ケース 検討会議回数 (H19)6回・年 (H23)15回・年	子ども家庭課
経済支援の実施			
児童手当事業	小学校修了前までの児童を養育している方に手当を支給する(所得制限あり)	継続実施	子ども家庭課
医療福祉事業	乳幼児、妊産婦、母子・父子家庭、重度心身障害者などに医療費の一部助成を行う(所得制限あり)	継続実施	子ども家庭課

[主な関連計画] 次世代育成支援対策地域行動計画
銚田市地域福祉計画

1 - 3 - 2 高齢者福祉の充実

■ 現状と課題

平成17年の高齢化率（65歳以上人口割合）は、国20.1%、県19.4%となり、高齢社会は着実に進行しています。一方、本市の高齢化率は国・県を上回る24.1%となっており、今後も高齢化の一層の進行が予測されます。また、高齢者の増加に伴い要援護高齢者の増加も懸念されることから、長期的な展望に立った高齢者福祉施策の展開が重要な課題となっています。

本市では、平成18年度に創設した地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の関係機関が連携して介護予防、認知症高齢者対策、地域ケアの充実および介護サービスの質の向上に取り組んでいます。

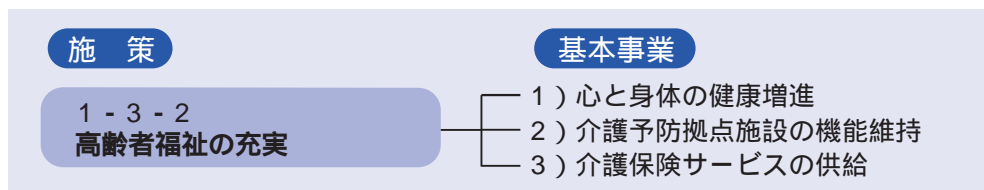
これからの高齢社会では、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと元気で暮らしていくことができるような生きがいづくりと介護予防が重要な取り組みになります。中でも、これまで「とっぷ・さんて大洋」を中心に大洋地区の各公民館などで実施してきた介護予防事業を、介護予防拠点施設「老人福祉センターともえ荘」「いきいきプラザ幸遊館」などを活用し、市全域に広げていくことが必要となります。

また、今後も介護給付・予防給付サービス、地域密着型サービスおよび地域支援事業といった介護保険事業の着実な実施とともに、事業の持続的な運営が求められます。

■ 基本方針

高齢社会における高齢者の自立を支援するために、介護予防の充実とともに介護保険制度の適切な運営を図ります。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 心と身体 の健康増進

高齢になっても元気に暮らしていくため、シルバー人材センターを中心とする生きがいづくりに取り組むとともに、大洋地区の先進的な介護予防の取り組みを市内全域に拡大して実施します。

2) 介護予防拠点施設の機能維持

介護予防拠点施設としての機能を維持するため、「老人福祉センターともえ荘」と「いきいきプラザ幸遊館」の適切な管理運営を継続します。

3) 介護保険サービスの供給

要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、居宅サービス、施設サービスおよび地域密着型サービスの充実を図ります。また、地域包括支援センターを中心に、高齢者対象の地域支援事業を計画的に実施します。

5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
心と身体の健康増進			
老人福祉事業 (シルバー人材センター)	高齢者に対する地域に密着した仕事の提供により、生きがいづくりと社会参加の促進を図る	継続実施	介護福祉課
介護予防運動指導事業	これまで大洋地区で実施していた介護予防事業を、市内全域に拡大して実施する	継続実施	介護福祉課
高齢者保健福祉計画策定	介護保険事業計画との整合を図り、現行計画の改定を行う	(H20) 計画策定	介護福祉課
地域ケアシステム事業	民生委員の担当地区ごとに地区役員や地域住民によりケアチームを結成し、対象者への見守り活動を行う	継続実施	介護福祉課
介護予防拠点施設の機能維持			
老人福祉施設事業 (施設の利活用)	介護予防拠点施設としての機能を兼ね備えた施設として、利用者が生きがいと健康増進を図る施設運営を行う(老人福祉センターともえ荘、いきいきプラザ幸遊館)	継続運営	介護福祉課

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
介護保険サービスの供給			
介護保険事業	高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、居宅サービス・施設サービス、地域密着型サービスの充実を図る	給付費 (H18) 2,664,891千円 (H20) 2,757,161千円	介護福祉課
地域支援事業	H18に設置した地域包括支援センターを中心に、高齢者の総合相談および権利擁護、要支援者対象の予防給付、要介護状態になる恐れのある高齢者を対象とした包括的・継続的ケアマネジメントを行う	地域支援事業費 (H18) 53,226千円 (H20) 82,599千円	介護福祉課
介護保険事業計画策定	高齢者保健福祉計画との整合を図り、現行計画の改定を行う	(H20) 計画策定	介護福祉課

[主な関連計画]

銚田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
銚田市地域福祉計画

1 - 3 - 3 障害者福祉の充実

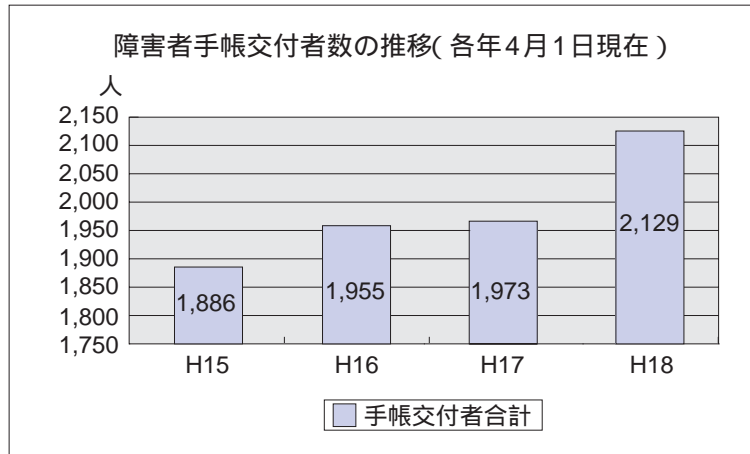
■ 現状と課題

平成18年度から、これまでの支援費制度に変わり、障害者サービスの地域格差の解消・障害の種類によらない共通のサービス・就労支援及び地域生活支援事業により、障害者の自立を促進するため「障害者自立支援法」が施行されました。本市においても同法に基づき障害のある人に関わる施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし「銚田市障害者計画」を平成18年度に策定しました。

平成18年3月末現在、本市の手帳交付者は2,129人（知的障害者療育手帳320人、身体障害者手帳1,695人、精神障害者保健福祉手帳114人）、自立支援医療該当者は339人となっており、ともに年々増加しています。

これまで本市では、地域ケアシステムなどにより在宅障害者の生活実態を把握し、医療・保健・福祉の各種サービスが適切に提供できるよう、市民と行政が一体となった組織づくりを推進しています。

日常生活用具の給付、補装具の支給、相談支援介護給付など、自立に対する支援をはじめ、福祉作業所「のぞみ」を整備し、社会参加のための支援を行っています。

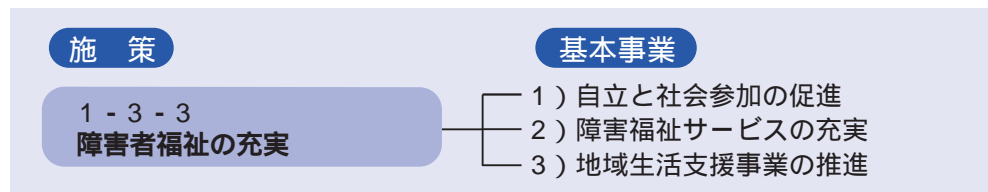


資料：社会福祉課

■ 基本方針

障害者が必要なサービスを利用できる環境づくりを進めて、より一層の自立と社会参加の促進を図ります。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 自立と社会参加の促進

在宅障害者の自立と社会参加の促進に向けて、福祉作業所「のぞみ」における作業訓練、生活訓練の充実を図ります。

2) 障害福祉サービスの充実

「障害者自立支援法」の下、障害の種別に関わらない障害福祉サービスの充実を図ります。

3) 地域生活支援事業の推進

地域の特性や障害者の状況に応じ、適切な支援ができる事業体制の構築を図ります。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
自立と社会参加の促進			
福祉作業所事業	在宅障害者の自立と社会生活の適応能力を高めることを目的に、福祉作業所「のぞみ」を障害者自立支援法における地域生活支援事業として位置づけたサービスを提供する	(H19) 銚田市地域活動支援センターとして実施	社会福祉課
障害福祉サービスの充実			
地域生活支援事業	すべての障害者が各種の必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるような事業体制の構築を図る	継続実施	社会福祉課
障害福祉計画策定事業	障害福祉サービスに関わる3年間の実施計画を策定する	(H20)計画改定	社会福祉課

[主な関連計画]

銚田市障害者基本計画・障害福祉計画
銚田市地域福祉計画

1 - 3 - 4 母子・父子福祉および低所得者福祉の充実

■ 現状と課題

母子・父子福祉

近年、全国的に母子・父子家庭が増加しています。本市では、母子・父子家庭に対しては的確な状況把握を行い、民生委員・児童委員や母子自立支援員により、子育てに関する相談指導を行っています。また援護対策としては、生活保護や児童扶養手当制度などの公的扶助制度の利用促進に努めています。

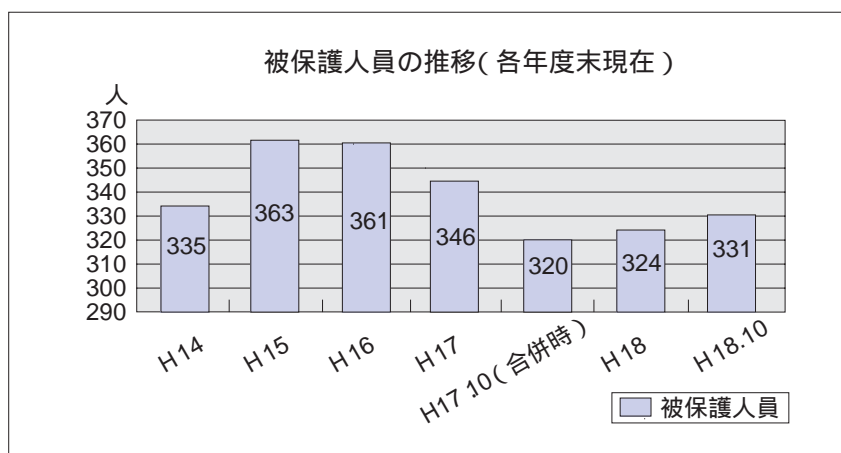
母子家庭には経済援助や職業訓練などの自立に向けた支援制度が整備されている一方、父子家庭には医療福祉の支援を行っていますが、家庭生活や子育てへの支援が十分とは言えません。そのため、父と子どもたちが安心して生活ができるような支援策を検討する必要があります。

低所得者福祉

本市の生活保護は、平成17年10月現在、被保護人員320人、239世帯であり、平成18年10月現在では331人、249世帯と微増しています。また、生活困窮などを原因とする相談も平成17年度（合併～年度末）は39件、平成18年度（10月現在）では68件と増加しています。

被保護世帯に対しては国の制度に基づく公的扶助を支給しており、今後も自立の助長に向けて就労支援などの相談体制を充実していくことが課題となっています。

低所得者に対する相談・支援については、民生委員・児童委員による相談体制の充実と市社会福祉協議会による貸付制度の拡充が必要となっています。

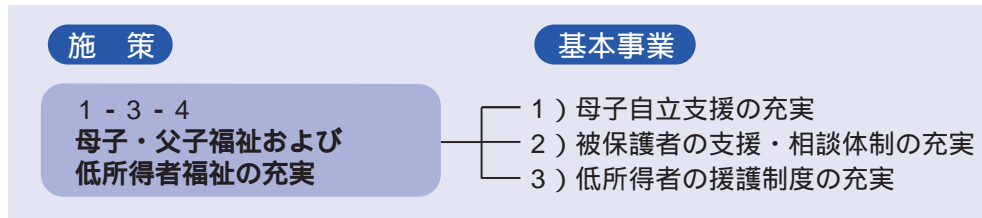


資料：茨城県的生活保護

■ 基本方針

ひとり親家庭、低所得家庭における生活の安定と自立の支援を図るため、支援サービスの充実に努めます。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 母子自立支援の充実

母子家庭の自立に向けて、相談・支援体制の充実と県と連携した支援事業を引き続き実施します。

2) 被保護者の支援・相談体制の充実

被保護者の自立助長に向けて、ハローワークなどの関係機関との連携を図り、就労支援の体制づくりに努めます。

3) 低所得者の援護制度の充実

低所得者への相談体制の充実と各種貸付制度の周知に努めます。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
母子自立支援の充実			
母子生活支援事業	母子自立支援員を配置し、母子・寡婦の悩みごとや心配ごとなどの相談業務を行う	継続実施	子ども家庭課
児童扶養手当事業	父親がいなくなった児童の母、または母に代わってその児童を養育している方に対し手当を支給する（所得制限あり）	継続実施	子ども家庭課
低所得者の援護制度の充実			
生活保護事業	被保護者の自立助長を図る	継続実施	社会福祉課
低所得者事業	低所得者への相談体制を充実し、的確な支援を行う	継続実施	社会福祉課

[主な関連計画] 銚田市地域福祉計画

1 - 3 - 5 社会保障制度の周知・利用促進

■ 現状と課題

国民健康保険

本市の平成17年3月末現在の国民健康保険被保険者は32,733人（12,357世帯）加入率は62.32%で県下第1位となっており、極めて高い水準となっています。特に、高齢者や低所得者の加入割合が高くなっています。

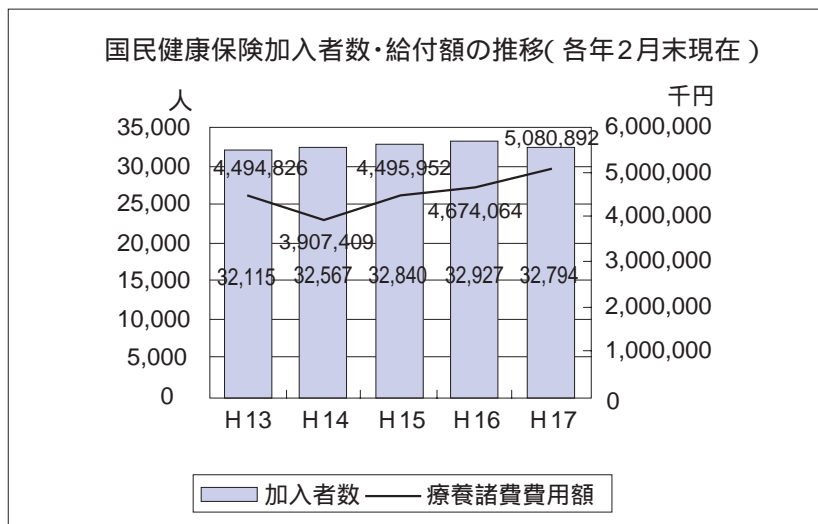
医療費は年々増加する一方、低迷していた経済情勢を反映して国民健康保険税収入は伸び悩むなど、国保財政は非常に厳しい運営を強いられています。このため、被保険者が適正かつ質の高い医療を受けられるようにするには、財政基盤の安定化が求められています。

平成20年度から始まる新たな後期高齢者医療制度に備えて、高齢者一人あたりの医療費の増加を抑制するためにも、壮年期からの健康に対する自己管理意識と健康増進を促す必要があります。

国民年金

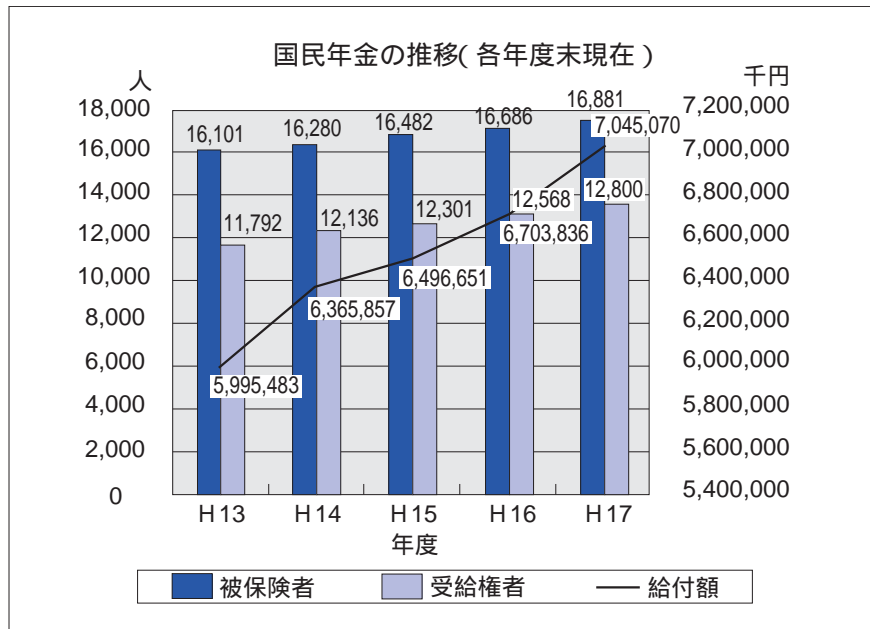
年金制度への不安などを要因として、国民年金保険料の未納者が増加傾向にあります。また、若年層では国民年金制度が正しく理解されていないことなどから、未加入者が増加しています。

今後は無年金者をださないため、若い世代への年金制度の周知とともに、他の年金制度からの移行者に対する指導・相談、窓口サービスの充実などが必要となります。



H14療養諸費用額は法改正により11か月分を計上

資料：保険年金課

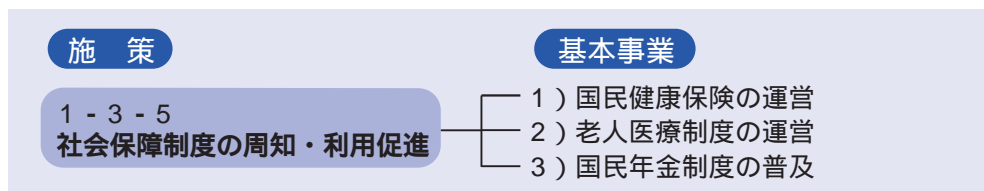


資料：保険年金課

基本方針

少子高齢社会において、安心した市民生活を守る社会保障制度の周知を図るとともに、制度の適切な運営に努めます。

施策体系



事業内容

1) 国民健康保険の運営

国民健康保険の適切な運営に向けて、納付相談の充実、レセプト点検の充実、人間ドック・脳ドック受診費用の一部助成のほか、平成20年度から医療保険者に義務づけられる「メタボリックシンドローム」(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査・保健指導の充実を図ります。また、被保険者が安心して医療が受けられるよう財政基盤の安定に努めます。

2) 老人医療制度の運営

老人医療費の適正給付に向けて、レセプト点検の充実、後期高齢者医療広域連合との連携を図

ります。

3) 国民年金制度の普及

無年金者をださないために、国民年金制度の周知と相談体制の充実を図ります。

5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
国民健康保険の運営			
国民健康保険の運営	納付相談の充実、レセプト点検の充実や適切な保険給付に加え、人間ドック・脳ドックの受診費用の一部助成を実施する	保険税収納率 (H18) 91% (H23) 93%	保険年金課
特定健康診査等実施事業	平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」により国民健康保険主管課(保険者)において特定健康診査実施計画を作成し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診・保健指導を実施する	(H20) 実施	保険年金課 健康増進課
人間ドック・脳ドック健診事業	人間ドック健診事業については平成20年度から始まる特定検診事業に移行させるため平成19年度の健診で終了するが、脳ドック健診事業は引き続き実施する	脳ドック健診事業 受診者数 (毎年) 200人	保険年金課
老人医療制度の運営			
老人医療制度(後期高齢者医療制度)の運営	医療費の適正な給付を図るためレセプト点検の充実、後期高齢者医療広域連合との連携を図る	継続実施	保険年金課
国民年金制度の普及			
国民年金制度の普及	相談体制の充実、国民年金制度の周知に努める	継続実施	保険年金課

[主な関連計画]

銚田市健康増進計画
銚田市地域福祉計画

1 - 4 心のかよった地域福祉の推進

■ 現状と課題

国は平成12年に社会福祉法を大幅に改正し、ともに生きる社会の形成（ノーマライゼーション）を目指して、地域福祉の推進を福祉政策の基本に据えました。

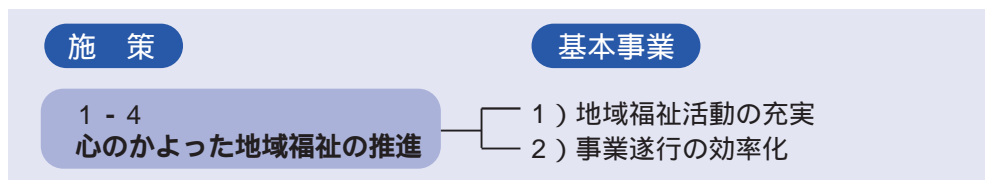
本市では社会福祉協議会を中核として、医療機関、社会福祉法人および市民活動と連携しながら、各地区で支援活動を展開しています。特に、民生委員・児童委員を中心として担当地区ごとに役員や地域住民による在宅ケアチームを結成し、対象者への見守り活動を行っています。

少子高齢社会においては、暮らしやすい地域を自らの力で創っていく地域福祉の推進が最も重要となります。そのため、福祉意識の啓発とともに地域内の連帯意識をはぐくみ、市民がそれぞれの地域において、安心して暮らすことのできる環境づくりに自ら取り組んでいくことが課題となっています。

■ 基本方針

すべての市民がいつも自分らしくあるために、市民・関係機関・行政が連携して、一人ひとりを支える地域福祉を推進します。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 地域福祉活動の充実

市民主体の支えあう地域づくりを目指して、「銚田市地域福祉計画」の策定やボランティアの育成、地域見守り活動の活性化、福祉・保健・医療機関との連携強化を図ります。

2) 事業遂行の効率化

生活保護業務に関連するシステムを充実し、ケースワーカーによる生活保護者への訪問活動や業務遂行などの迅速化を図ります。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
地域福祉活動の充実			
福祉マンパワーの育成	社会福祉協議会によるボランティア養成講習会やボランティアスクールの開催など、ボランティアの育成と活動を提供できる体制づくりを推進する	ボランティア登録者数 (H18) 195人 (H23) 245人	社会福祉課
地域福祉計画策定	地域福祉推進の主体である地域住民の参加を得て、要支援者の生活上の課題とそれに対応する必要なサービス内容や量を確保・提供する体制を計画的に整備する	(H20) 計画策定	社会福祉課
社会福祉協議会への支援	社会福祉協議会を支援することにより、地域に潜在するニーズの把握と多種多様なボランティアの育成を図る	継続実施	社会福祉課

[主な関連計画]

銚田市地域福祉計画
 銚田市健康増進計画
 次世代育成支援対策地域行動計画
 銚田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 銚田市障害者基本計画・障害福祉計画

第2章 基本目標 2

次代の農業を中心とした力強い産業づくり



《推進施策》

- | | |
|-------|--------------------|
| 2 - 1 | 環境と経営が調和した次代の農業の確立 |
| 2 - 2 | 持続的な水産業の振興 |
| 2 - 3 | 新たな基幹産業としての商工業の振興 |
| 2 - 4 | 多彩な資源を活用した観光の活性化 |

2 - 1 環境と経営が調和した次代の農業の確立

■ 現状と課題

本市の農業産出額は、首都圏の農産物生産拠点である茨城県の中でも高く、日本一の生産額を誇るメロンをはじめ水稲、野菜、果樹など、様々な品目が生産される全国有数の農業地帯となっています。

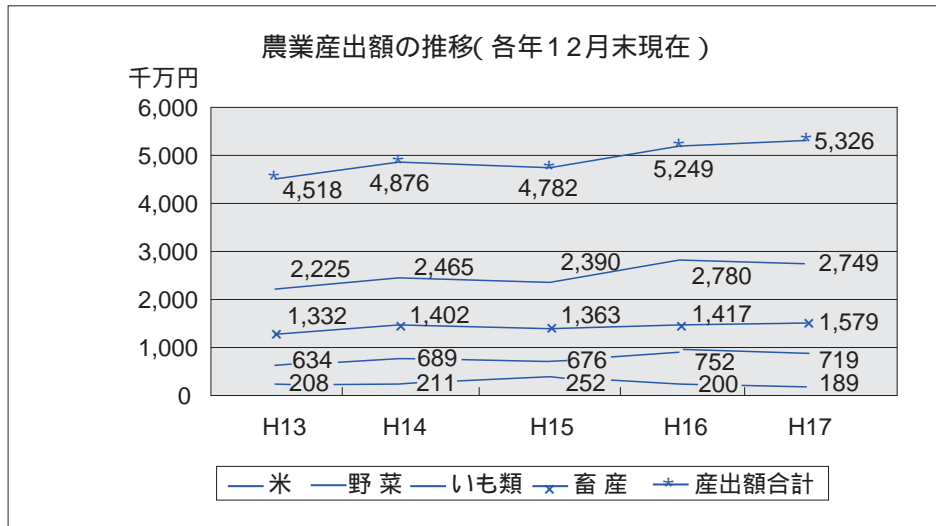
近年は、輸入農産物との価格競争、国内生産地の地域間競争の激化、新鮮・美味・無農薬を求める消費志向、国が長く進めてきた米の生産調整政策の転換、そして環境への負荷の少ない持続可能な農業の展開など、農業のあり方も時代とともに変化してきています。

こうした時代に“農業立市”を目指すためには、常に消費者の視点を出発点に、生産から流通・消費までを視野に入れた農業のあり方を検討する必要があります。特に環境と共生する農業の展開は、本市の喫緊の課題であることから、平成18年度に「旭・鉾田地域資源循環型農業システムづくり推進協議会」を統合し、資源循環型農業の推進体制の強化を図っています。さらには良質米の生産と安定供給、米作から収益性の高い農産物に転換するために必要な土壌改良などのほ場整備、連作障害を防ぐほ場の改善（土づくり）による生産性の向上などに取り組む必要があります。

今後、農業経営に関する国の施策は、認定農業者と一定の集落営農組織に集中的・重点的に実施されることから、認定農業者の確保・育成に取り組んでいくことが必要となります。一方、農業従事者数は年々減少しており、将来にわたる食料の安定供給のためにも、担い手の確保が緊急の課題となっています。それとともに、時代に応じた農業経営体制の構築、遊休農地の有効利用も課題となってきます。

本市の農業産出額は平成17年に533億円に達し、合併により全国トップクラスとなりましたが、このうち、畜産関係は158億円と全体の約3割にあたり、特に養豚業は全国有数の規模となっています。本市では、安心・安全な畜産物の安定的な生産を支援するため、豚オーエスキー予防注射など、防疫に対する補助や優良家畜導入を継続的に支援しています。

一方、市民の環境意識の高まりとともに、畜産ふん尿処理を取り巻く情勢は非常に厳しくなっています。そのため、資源循環型農業を展開していく上で課題となっている、家畜排泄物の適正処理と堆肥化による再利用を行うシステムの構築が急がれているところです。



資料：農林水産統計

農家数の推移(各年2月1日現在)

単位：戸 ()内は構成率%

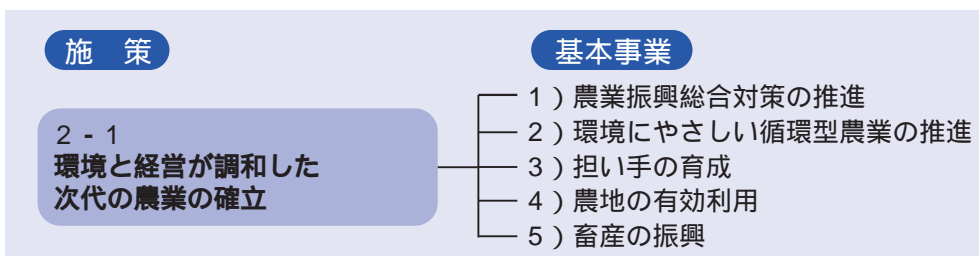
	専業	第1種兼業	第2種兼業	総数
H 2	(40.2) 2,186	(21.4) 1,167	(38.4) 2,089	5,442
H 7	(33.9) 1,662	(25.6) 1,256	(40.5) 1,990	4,908
H 1 2	(38.5) 1,459	(29.0) 1,100	(32.5) 1,232	3,791
H 1 7	(41.2) 1,368	(31.6) 1,049	(27.3) 906	3,323

資料：農林センサス

■ 基本方針

良質な土づくりを基本とする環境にやさしい農業をいち早く確立し、競争力と収益性の高い農産物の生産を目指します。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 農業振興総合対策の推進

関係機関との連携強化を図り、収益性の高い農産物への転換を進めるとともに、安全・安心で付加価値の高い農産物の生産を推進します。

2) 環境にやさしい循環型農業の推進

「地域資源活用計画」を策定し、耕畜連携による地域複合システム循環型農業の中核組織となる地域資源活用センターの設置および運営支援を行います。

3) 担い手の育成

認定農業者やエコファーマーなど、意欲ある農業後継者を育成します。

4) 農地の有効利用

活用できる遊休農地については、担い手へ利用集積するとともに、それ以外の遊休農地は、新たな果樹などの生産や美しい農景観の形成の利用を進めます。

5) 畜産の振興

良質な畜産物の安定的な生産を支援するとともに、安心・安全な食肉の生産を推進します。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
農業振興総合対策の推進			
メロン生産安定緊急対策事業	メロン生産における連作障害の緊急対策として、太陽熱土壌消毒に係る土壌改良材に補助を行い、作付面積の維持を図る	メロン作付面積 (H18) 1,024ha (H23) 1,024 ha	産業経済課
農業振興総合対策事業	ポジティブリスト制度 などに対応しつつ、環境負荷の少ない農業を確立し、品質、市場価値の向上を図る	農業用使用済プラスチック処理率 (H18) 64% (H23) 100%	産業経済課
水稻病害虫等防除事業	消費者に喜ばれ買ってもらえる米づくり推進のため、病害虫を適切に駆除し、良質な米の生産を推進する	継続実施	産業経済課

ポジティブリスト：食品衛生法によって食品への農業残留基準が設定されており、ポジティブリスト制とは残留基準の設定されていない農薬が残留する食品の流通を禁止する制度。

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
園芸振興事業	高品質農産物の生産、作業コスト低減に寄与する機械の導入、市場評価向上のため生産向上運動を推進する	継続実施	産業経済課
数量調整円滑化推進事業	新制度に円滑に移管するため、生産者、集荷業者による数量調整を支援する	水稲作付面積 (H18) 1,339ha (H23) 1,290 ha	産業経済課
水田農業対策事業	生産者が主体的に需給調整を実施するシステムを構築するとともに、担い手育成を図り、水田の有効利用に資する	水稲作付率 (H18) 100% (H23) 100%以下	産業経済課
条件整備特別対策推進事業	転作を促進するため、小規模土地基盤整備に要する経費の一部を助成する 園芸作物育成事業 畑作転換促進事業	継続実施	産業経済課
県営畑地帯総合整備事業	農地と住宅地の混在化の進行に伴い、大雨時の農地の冠水、台風時には住宅へも影響がでていたため、排水路および農道整備を行う	(H19～H21) 整備県営畑地帯 総合整備 涸沼南台地区	産業経済課
鹿田地区団体営土地改良排水路整備事業	県営畑地帯総合整備事業に伴い、排水路整備を図る	(H20～H23) 整備	産業経済課
大沼・大戸地区かんがい排水路整備事業	営農に支障のある冠水被害を改善するため、排水路整備を図る	(H20～H23) 整備	産業経済課
土地改良事業	事業の早期完了を図るとともに、適正な維持管理を実施することにより、受益農家の負担軽減および農村環境の保全を図る	(H19～H23) 8地区	産業経済課
地域農業確立推進事業(コミュニティセンター整備事業)	世代を超えた地域活動の推進とともに農村地域の生産・文化活動などの拠点施設となる「コミュニティセンター」の整備を促進する	(H19～H20) 畑田地区 安塚地区	産業経済課
環境にやさしい循環型農業の推進			
地域資源活用センター整備・運営支援事業	耕蓄連携による地域複合システム循環型農業の中核組織となる地域資源活用センター運営を支援する	センター登録者 (H23) 1,000人	産業経済課

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
担い手の育成			
認定農業者育成支援事業	認定農業者やエコファーマーなど意欲ある農業者の育成を行う	継続実施 (H18) 1,056人 (H23) 1,600人	産業経済課
農業後継者結婚あっせん対策事業	農業後継者結婚あっせんを行う 情報交換会の開催(1回・年) 農業委員・結婚相談員活動	情報交換会開催 (H18) 1回・年 (H23) 1回・年	農業委員会
農地の有効利用			
農地の有効利用に資する事業	梨、葡萄、梅、ブルーベリーなどの果樹苗の購入経費に対し補助を行う	継続実施	産業経済課
農地の景観形成に資する事業	れんげ、菜の花、コスモス、ひまわりなどの苗または種の購入経費に対し、補助を行う	継続実施	産業経済課
畜産の振興			
伝染病予防防疫事業 (畜産振興事業)	家畜伝染病予防を徹底することにより、安心安全な食肉の生産を推進する	継続実施	産業経済課
優良家畜導入事業	優良家畜の導入を推進し、一貫飼育による種子更新を推進する	継続実施	産業経済課
衛生指導協会および畜産団体支援	酪農、養豚団体および防疫団体の活動に対し補助を行う	継続実施	産業経済課

[主な関連計画] 地域資源活用計画

2 - 2 持続的な水産業の振興

■ 現状と課題

本市の水産業は、鹿島灘ではハマグリ産卵貝の放流、北浦ではコイの養殖やうなぎ、ワカサギ稚魚の放流、涸沼ではシジミ稚貝の放流などが行われています。

かつて本県のコイ養殖は全国一の生産量を誇っていましたが、平成15年のKHV病（コイヘルペス）の発生により休止を余儀なくされて以来、厳しい状況が続いています。そのため、耐性コイの作出技術を確立し、まん延防止を図った出荷流通の統一的手法を策定するほか、湖面の有効利用、漁場環境の改善といった観点から、網いけす養殖施設を撤去するなど、網いけす養殖業の再編が必要となっています。

国の水産業政策は“つくり育てる漁業”を推進しており、新たな水産資源の開発などを早急に進める必要があります。そのため、資源保護培養の推進や水産業振興に向けて、関係団体への支援を引き続き実施していくことが求められています。

■ 基本方針

水産資源の維持・培養と漁場環境の保全を図りながら、持続的な漁業振興に努めます。

■ 施策体系

施策

基本事業

2 - 2
持続的な水産業の振興

1) 水産業振興総合対策の推進

■ 事業内容

1) 水産業振興総合対策の推進

ハマグリ産卵貝やうなぎ、ワカサギ稚魚の放流など、資源培養を推進することにより、水産業の安定を図ります。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
水産業振興総合対策の推進			
水産資源増大 対策事業	ハマグリ産卵貝やうなぎ、ワカサギ稚魚放流など、資源培養を推進することにより、水産業の安定を図る	継続実施	産業経済課
霞ヶ浦北浦網 いけす養殖業 再編対策事業	湖面の有効利用や漁場環境の改善の観点から網いけす養殖施設の撤去を行うとともに、KHVに対する耐病性を持つ種苗の作出技術開発や流通対策を検討する	(H19~H20) 網いけす撤去による 養殖業の再編	産業経済課

2 - 3 新たな基幹産業としての商工業の振興

■ 現状と課題

商 業

本市の商業施設は、鉾田地区の中心部に集積しており、旭地区および大洋地区には小規模な商店が点在しています。

平成16年の商業統計調査によると、商店数560店、従業者数3,172人、商品販売額710億円であり、近年の推移をみると商店数は減少傾向、従業者数と商品販売額はほぼ横這いとなっています。

しかしながら、車社会の進展による市外への購買力の流出に加え、環状線を中心とした大型店の集中的な進出、さらにはインターネットを含めた通信販売の普及など、商環境の変化から商店街への客足が遠のき、商業全体として低迷の状態にあります。これらの影響が商店街の空洞化を招き、後継者不足に拍車をかけています。

このような既存の商業を取り巻く環境が大きく変化する中において、商店街の活力を維持し、さらには、時代のニーズに適合した商店街の再生を図ることは極めて重要であり、商業振興に向けた積極的な取り組みが求められています。

中でも、中小企業・中小事業者への各種融資制度の継続や、経営基盤安定化を図るなどの支援対策をはじめ、商工会を中心とする一層の経営改善や人材育成、新たな販路拡大などが緊急の課題となっています。

工 業

本市の工業は、平成16年工業統計調査によると事業所数98か所、従業者数1,836人、製造品出荷額等は約404億円であり、近年の推移をみると、事業所数・従業員数・製造品出荷額ともほぼ横這いとなっています。また、産業分類では食料関係や衣類関係が中心となっています。

工業基盤としては、既に大蔵工業団地と上山鉾田工業団地が整備されており、平成18年度現在、茨城県開発公社において上山鉾田工業団地に隣接する鉾田西部工業団地の整備に向けた用地取得を進めています。また、茨城空港や東関東自動車道水戸線による物流経路の向上を見据え、産業流通基盤の着実な整備を推進していくことも必要となります。

労働行政

全国的に雇用形態があわないことを理由に、若者の早期離職者が増加するとともに、ニートやフリーターと呼ばれる若者が増加しています。また、少子高齢化の進行に伴う労働力の減少も予測されています。

就労については、景気が回復しつつあるとはいえ雇用機会の増加に結びついておらず、未だに厳しい状況が続いており、今後も引き続き国・県と連携した支援を行う必要があります。

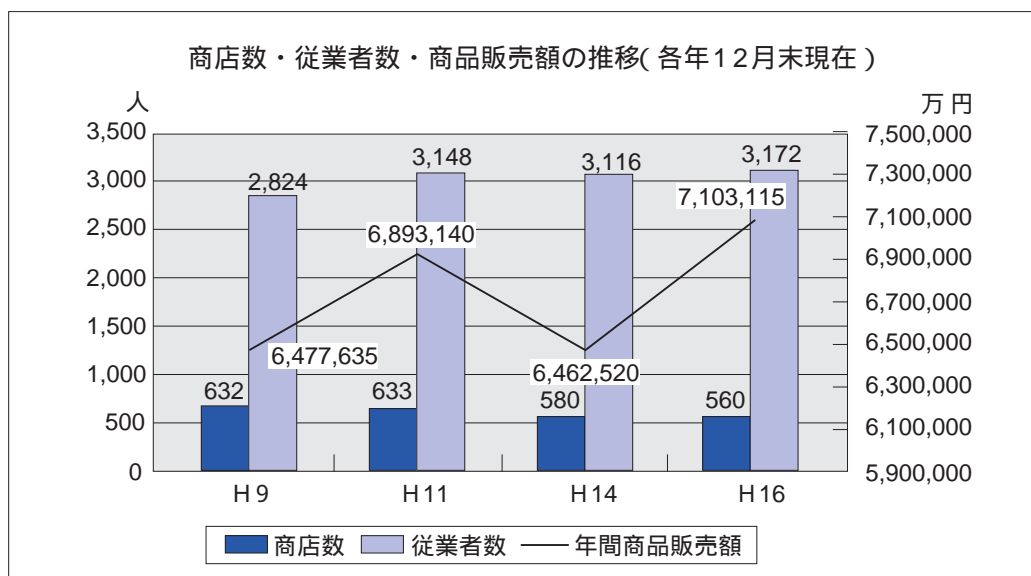
消費者行政

全国的に契約や売買に関する問題や事件が増加しており、特に高齢者が被害にあうケースが目立つようになっています。

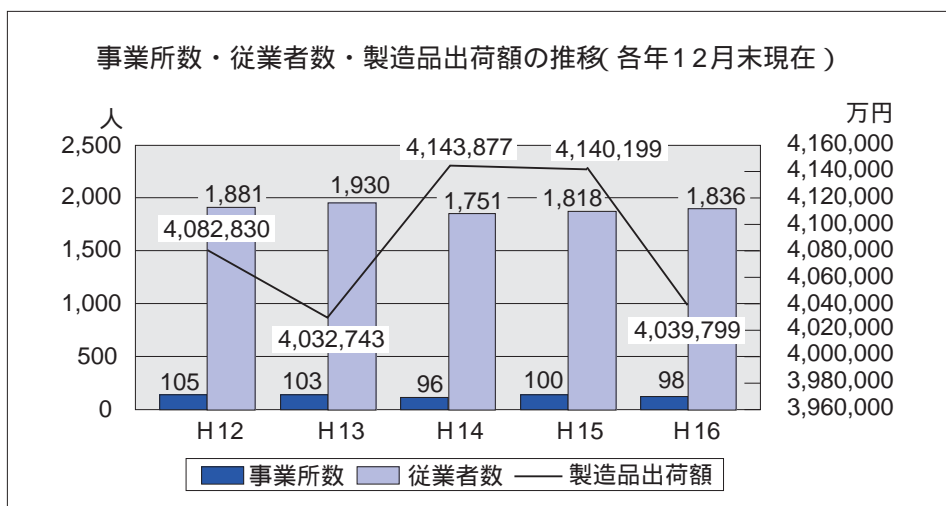
本市では、茨城県消費生活センターをはじめとする関係機関とも協力し、パンフレットでの

情報提供や様々な問題・苦情に対する相談と指導などを行い、被害の未然防止と被害者の救済に努めています。

今後もトラブルや被害を防ぐ最も有効な方法として、市民の消費者意識の向上が不可欠であることから、最新情報の提供や消費者団体活動への支援、消費生活相談体制の充実を進めていく必要があります。



資料：商業統計調査



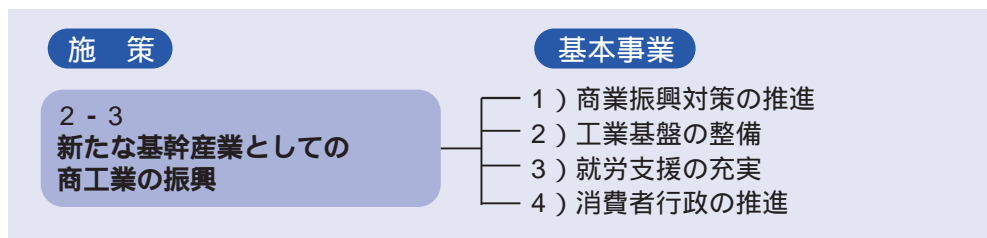
資料：工業統計調査

ニート、フリーター：ニートは、就職する意思がなく職業訓練もしていない若者のこと。フリーターは、会社や団体組織に正社員や職員として所属せず、時給や日給による給与を主な収入源として生活する人のことを指す。

■ 基本方針

快適で楽しく安心して買物ができるように、魅力ある商業空間づくりに努めます。また、工業基盤と産業流通基盤の整備を推進し、雇用創出のための企業誘致に努めます。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 商業振興対策の推進

県および商工会などの関係機関と連携し、商工活動の活性化に向けた支援や中小企業者に対する融資制度の充実と利用促進を図ります。

2) 工業基盤の整備

茨城空港の開港や東関東自動車道水戸線などの開通を見据えて、広域交通に対応した工業団地を整備するため、茨城県開発公社による鉾田西部工業団地の整備を促進します。また、就業機会の拡充につながる企業誘致に努めます。

3) 就労支援の充実

国・県の関係機関と連携し、雇用対策および就労支援に努めます。

4) 消費者行政の推進

関係機関との連携を密にし、各種相談を行うとともに、消費者啓発に努めます。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
商業振興対策の推進			
商業振興事業	商業振興の中心的役割を担う商工会活動の活性化に向けた支援を行う	継続実施	産業経済課
中小企業信用保証料補給	中小企業振興を促進するため信用保証料の一部を補給する	継続実施	産業経済課
工業基盤の整備			
銚田西部工業団地整備促進事業	銚田西部工業団地の整備促進および優良企業の誘致を図る	用地取得 (H18) 99.7% (H21) 100%	企画課
就労支援の充実			
雇用対策	県および鹿島地区における雇用対策に向けた支援を行う	継続実施	産業経済課
就労支援	「ハローワーク」や「いばらき就職支援センター」および「ジョブカフェいばらき」の周知・利用促進を図る	継続実施	産業経済課
消費者行政の推進			
消費者行政推進事業	消費者の安心安全な生活を守るため、関係機関と連携を密にし、各種相談を行うとともに、消費者情報の提供を図る	継続実施	産業経済課

2 - 4 多彩な資源を活用した観光の活性化

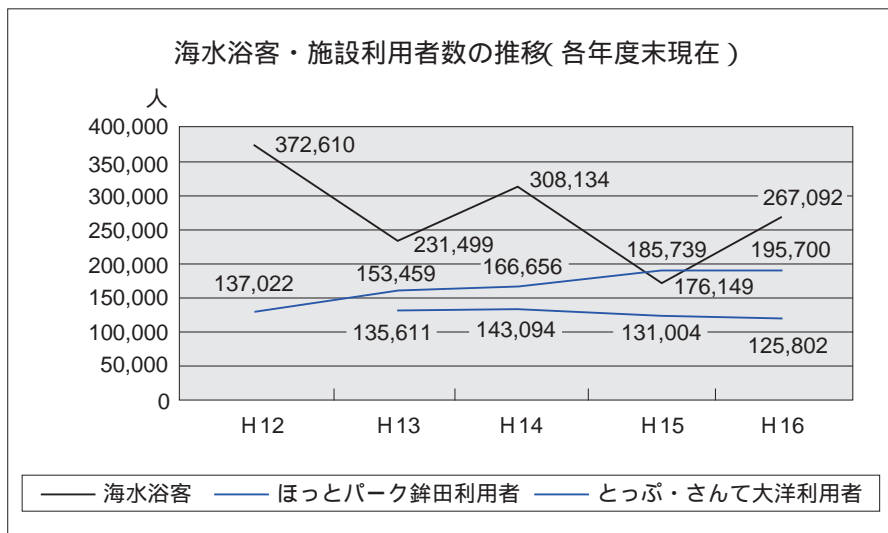
■ 現状と課題

本市は、東に鹿島灘、西に北浦、北に涸沼といった自然環境に恵まれており、こうした資源を活かした観光が展開されています。

毎年、市内の代表的な観光拠点である「大竹海岸銚田海水浴場」や「鹿島灘海浜公園」には多くの観光客が訪れ、また、健康増進施設である「ほっとパーク銚田」、「とっぷ・さんて大洋」などにも、県内外から観光客が訪れています。近年の観光客数の推移をみると、年間約50万人台でほぼ横這いとなっています。

自然以外に観光資源の少ない本市の観光を活性化していくためには、恵まれた水辺環境を活かす海洋レジャーの創出とともに、広域的な連携による情報発信と観光資源のネットワーク化を強化することが必要となります。また、市観光協会への支援やインターネット、ガイドマップなどによるPR活動の拡大が必要となります。

さらに、市民農園の開設やグリーンツーリズム（滞在型体験農業）の活用、直売施設を核とした食を通じた交流など、農業を活かした様々な取り組みの拡大もこれからの課題となります。また、市内にある歴史・伝統・文化を「農」と組み合わせて新たな観光資源を創出するなど、スローライフが広がりつつある時代にふさわしい新たな観光振興策が求められています。

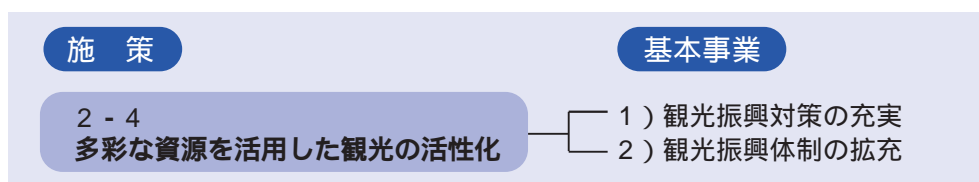


資料：観光動態調査、施設利用調査

■ 基本方針

観光拠点の充実と県内外への積極的な情報発信とともに、地域の新たな観光資源の開発により、さらなる魅力づくりに取り組みます。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 観光振興対策の充実

市の資源を最大限に活かすための施設の拡充とともに、「農」や自然を活かした観光振興を展開します。

2) 観光振興体制の拡充

銚田市観光協会のホームページの充実、観光ガイドマップの作成、県や県外自治体・観光業団体などとの情報交換を積極的に支援します。

また、新しい地域資源の掘り起こしや農・住・都市との交流の可能性を研究していきます。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
観光振興対策の充実			
観光振興事業	グリーンツーリズム推進のための各種研修、さんて旬菜館による特産品のPR、地産地消の推進、施設の維持管理（海水浴場、観光センター管理等）を行う	継続実施	産業経済課
観光拠点の整備	大竹海岸を拠点とした海水浴場（駐車場、道路）の整備、海水浴場施設（トイレ、脱衣所、シャワー等）の充実、海水浴場エリアの見直し検討を行う	計画的実施	産業経済課
観光振興体制の拡充			
観光事業（観光協会支援事業）	ホームページの充実、観光ガイドマップの作成、県や県外自治体、観光業団体などとの情報交換の実施などを支援する	継続実施	産業経済課
新たな魅力づくりの推進	地域資源の拠点化の調査研究、農、住、都市との交流の可能性の研究取り組む	（H20～H22）意識調査 （H23）施策の検討	産業経済課

第3章 基本目標 3 自然を感じる快適で安全な生活空間づくり



《推進施策》

3 - 1 地域特性を活かす土地利用の推進	
3 - 2 市民と一体となった環境共生社会の実現	3 - 2 - 1 自然環境保全・3R活動の推進
	3 - 2 - 2 水質保全・公害防止対策の推進
	3 - 2 - 3 生活関連施設の維持管理
3 - 3 都市基盤の整備	3 - 3 - 1 都市計画の推進・住環境の向上
	3 - 3 - 2 上水道の整備
	3 - 3 - 3 生活排水処理施設の整備
	3 - 3 - 4 交通環境の向上・河川および海岸の整備
	3 - 3 - 5 情報通信技術の活用
3 - 4 地域と連携した安全で安心な暮らしの実現	

3 - 1 地域特性を活かす土地利用の推進

■ 現状と課題

本市の土地利用は、農地が全体の約半分を占めており、過去5年間の推移をみると宅地は微増、雑種地は減少、農地はほぼ横這いの傾向にあります。市街地は市役所周辺に形成されており、工業系の土地利用として大蔵工業団地および上山鉾田工業団地があります。さらに、隣接する鉾田西部工業団地の整備が茨城県開発公社により進められています。

土地利用の規制については、市街化区域や市街化調整区域の指定はなく、市全域が都市計画区域となっています。このうち、都市的土地利用を促進するために市街地を中心とした288haは用途地域に、その他の地域は農業振興地域に指定されています。また、徳宿城址などの6か所が茨城県緑地環境保全地域に指定されています。

農地の高度利用や保全については、これまでほ場の区画整理事業などを行ってきました。しかし、換地配分の問題や事業期間の長期化に伴い、新規での事業化が困難な状況にあるため、今後は排水路や農道の整備など、生産環境への配慮をしていくことが課題となります。

国土調査法に基づく地籍調査事業は、平成17年度末現在、事業計画188.24km²のうち149.69km²(進捗率79.5%)が完了しています。地籍データは公共事業の円滑な実施や土地利用計画などの基礎資料となるため、未調査地区の早期完了を目指しています。また、地籍データに基づき都市計画、税務、防災、福祉などに係る情報を一元的に管理・活用し、市民サービスの向上と業務の効率化を図ることも課題となってきます。

今後は、茨城空港の開港や東関東自動車道水戸線の整備などを見据えた都市基盤整備を着実に進めていくためにも、長期的な市の発展を考慮しながら、土地の有効利用に向けた指導を行い、開発と保全のバランスを図る土地利用を進めていくことが課題となります。

総面積および主要地目別面積（各年1月1日現在）

単位：ha （ ）内は構成率%

年	区分	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	その他 雑種地
H13		20,390	(9.76)	(40.38)	(8.69)	(24.41)	(1.65)	(0.09)	(15.00)
			1,991	8,234	1,772	4,978	337	19	3,059
H14		20,390	(9.76)	(40.48)	(8.88)	(24.41)	(1.58)	(0.09)	(14.80)
			1,990	8,253	1,810	4,978	322	19	3,018
H15		20,390	(9.74)	(40.51)	(8.96)	(24.35)	(1.57)	(0.09)	(14.79)
			1,985	8,259	1,826	4,965	320	19	3,015
H16		20,390	(9.75)	(40.51)	(9.11)	(24.42)	(1.41)	(0.09)	(14.70)
			1,989	8,261	1,857	4,979	288	19	2,997
H17		20,390	(9.74)	(40.50)	(9.32)	(24.43)	(1.36)	(0.09)	(14.56)
			1,986	8,257	1,901	4,981	277	19	2,969
H18		20,390	(9.72)	(40.46)	(9.41)	(24.42)	(1.32)	(0.09)	(14.56)
			1,983	8,251	1,918	4,980	270	19	2,970

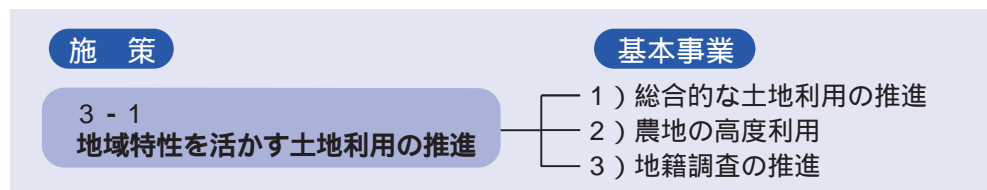
北浦を除く面積

資料：固定資産概要調査

■ 基本方針

「銚田市国土利用計画」の策定と地籍調査事業を着実に実施し、自然環境との調和と、均衡ある発展に資する総合的・長期的な土地利用施策を推進します。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 総合的な土地利用の推進

茨城県国土利用計画を基本に関連法との整合を図った「銚田市国土利用計画」の策定とともに、総合的、長期的な土地利用に関する施策を推進します。

また、東関東自動車道水戸線や茨城空港など広域交通に対応した、魅力ある工業用地の創出に努めます。

2) 農地の高度利用

県営畑地帯総合整備事業などにより、農業経営環境と農村住環境のための整備を推進します。

3) 地籍調査の推進

調査地区ごとの地籍調査事業計画に基づき、一筆地調査における適正な筆界の確認と、地籍調査の成果である地籍図および地籍簿を整備し、閲覧、認証、登記と円滑に作業を進め、早期の事業完了を目指します。

5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
総合的な土地利用の推進			
銚田市国土利用計画策定	茨城県国土利用計画を基本に関連法との整合を図った「銚田市国土利用計画」を策定する	(H19) 計画策定	企画課
工業用地の確保	銚田西部工業団地の整備を促進し、魅力ある工業用地を創出する	用地取得 (H18) 99.7% (H21) 100%	企画課
農地の高度利用			
県営畑地帯総合整備事業の推進	農業経営環境の整備と農村住環境の整備を推進する	(H19~H21) 県営畑地帯総合整備 涸沼南台地区	産業経済課
地籍調査の推進			
地籍調査事業	調査地区ごとの地籍調査事業計画に基づき、一筆地調査、地籍図および地籍簿の作成・閲覧・認証・登記と作業を進める	全体事業進捗 (H18) 79.5% (H23) 95.6%	地籍調査課

[主な関連計画]

地籍調査事業計画
銚田市国土利用計画

3 - 2 市民と一体となった環境共生社会の実現

3 - 2 - 1 自然環境保全・3R活動の推進

■ 現状と課題

自然環境

本市には山林と農地が一体となった田園風景とともに、鹿島灘、北浦、涸沼などの水辺空間があり、豊かな自然環境を有しています。この良好な自然環境は自然景観やレクリエーションの場としてだけでなく、動植物の生息の場として、生態系を守る役割を果たしています。また、海岸の松林は、保安林として砂防などの役割を果たしています。

市内では市民を主体とする自然環境の保全活動が展開されており、また、徳宿城址など市内6か所の県指定の緑地環境保全地域では、自然保護指導員の協力による緑地の保全に努めています。さらには、海岸保安林の松くい虫防除を実施し、松林の保全を図っています。

しかし近年は、大気汚染などによる立木への影響や、ごみの不法投棄もみられるため、市民共通の財産として自然環境を守る意識の向上と適切な指導が必要となっています。

廃棄物処理

京都議定書の締結を契機に、企業ではリデュース（廃棄物の発生抑制）やリサイクル（再資源化）を前提とした製品開発が進み、社会ではクールビズやウォームビズといった服装が定着し始めるなど、国全体に地球温暖化防止と資源循環型社会の重要性が意識されつつあります。

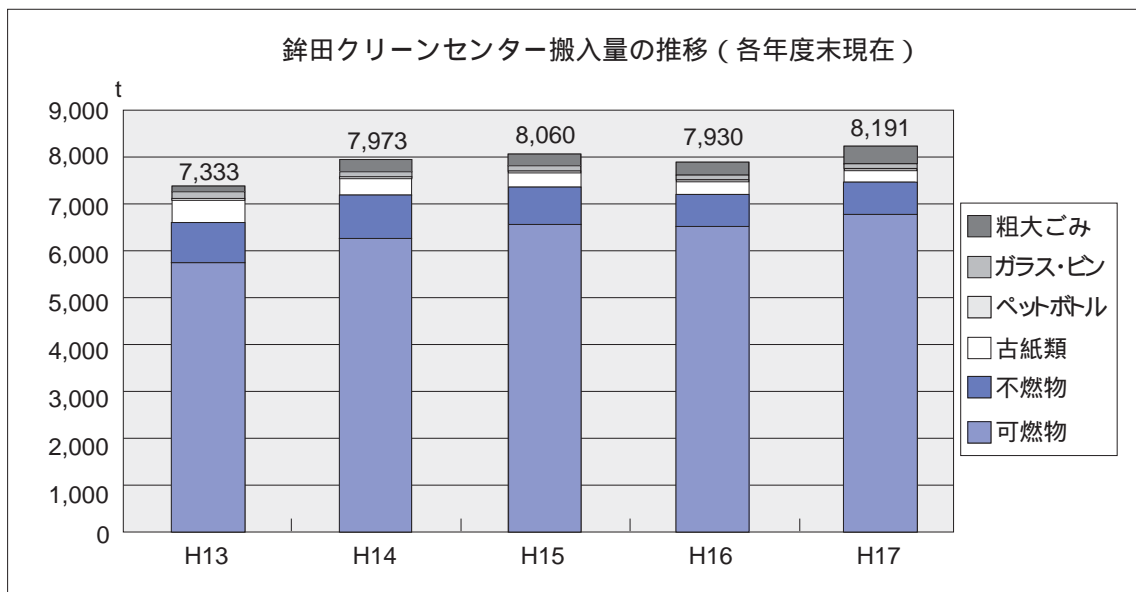
本市では容器包装リサイクル法に基づきペットボトル、資源ビンなどの分別収集や古紙類の資源回収を実施し、ごみの減量化とリサイクル化に努めています。また、焼却灰および不燃残渣（ガラスくず）の再資源化を図っています。しかし、この処理委託費は年々増加する傾向にあり、今後、処理経費と処理方法の両面について検討していく必要があります。

平成17年度の銚田クリーンセンターへのごみの搬入量は8,191 t、搬入台数は33,359台となっています。このうち、個人によるごみの搬入は1,640 t、21,236台と、搬入台数では全体の約6割を占めている状態です。ごみの総排出量はここ数年微増傾向にあることから、分別によるごみの減量化を進めていく必要があります。

このため、平成18年6月には「銚田市廃棄物減量等推進審議会」を発足し、市民の理解と協力を得ながら、市全体でごみの減量化とリサイクル化に取り組んでいます。今後は“ごみゼロ社会”を目指して、一層推進していくことが必要です。

近年は廃棄物の不法投棄が多発しているため、不法投棄の未然防止や発生早期の対応により、生活環境の保全を図る必要があります。

京都議定書：平成9年12月に京都市で開催された地球温暖化防止京都会議（第3回気候変動枠組条約締約国会議、COP3）で議決した「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」のこと。

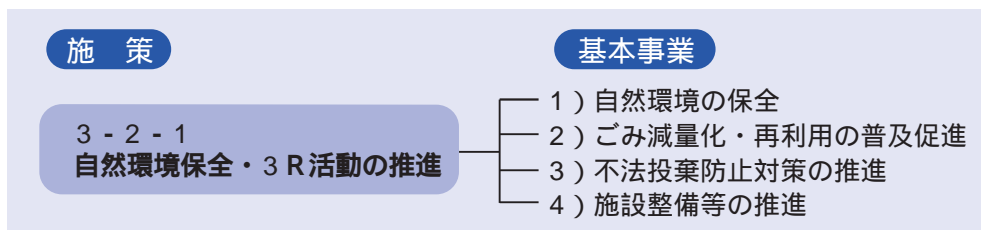


資料：銚田クリーンセンター

基本方針

自然との共生と資源循環型社会の定着を目指して、市民を主体とする環境保全活動と3R活動を積極的に推進します。

施策体系



事業内容

1) 自然環境の保全

環境基本条例を制定し、市民と協力しながら、あらゆる分野で自然環境の保全に取り組んでいきます。

2) ごみ減量化・再利用の普及促進

市民・企業・行政がそれぞれの責務を自覚し、その役割が十分に果たされるよう、3R活動の普及啓発と情報提供を図ります。

また、効率的な収集体制を確保した上で分別収集および資源回収を推進し、ごみの減量化とリサイクル率の向上を図ります。

3) 不法投棄防止対策の推進

不法投棄防止のための看板設置を推進するとともに、廃棄物不法投棄監視員による不法投棄の未然防止と監視体制の強化を図ります。

4) 施設整備等の推進

ごみの種類に応じた適正な処理と必要な施設の整備・充実を図るとともに、廃棄物処理施設等の管理指導、各種検査や環境調査の実施、積極的な広報を展開します。

5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
自然環境の保全			
環境基本条例の制定	環境の保全を図るため、施策の基本となる事項について定め、総合的かつ計画的に施策を推進する	(H21) 条例制定	生活環境課
ごみ減量化・再利用の普及促進			
リサイクル推進事業	焼却灰および不燃残渣(ガラスくず)の処理を委託し、再資源化を図る	継続実施	生活環境課
生ごみ処理機助成事業	生ごみの減量化と堆肥としての再資源化を図るため、購入に対し助成を行う	継続実施	生活環境課
減量化の促進	ごみ減量化の方策として、家庭ごみ有料化を検討する	減量化の促進	生活環境課
不法投棄防止対策の推進			
不法投棄防止対策事業	県とともに廃棄物の不法投棄を監視し、不法投棄防止のための看板の設置を推進する	継続実施	生活環境課
銚田市廃棄物不法投棄監視員設置事業	監視員を委嘱し、不法投棄の監視および発見時における早期通報を行い、不法投棄防止を図る	監視員数 (H18) 159人 (H23) 200人	生活環境課

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
施設整備等の推進			
ごみ処理施設 維持整備事業	安定したごみ処理業務を行うため、 ごみ焼却施設、1・2号炉耐火物補 修、不燃施設・最終処分場の補修 等整備工事を実施する	継続実施	生活環境課
ごみ処理施設 整備事業	資源ごみ処理を行うためストック ヤードを建設する。また、大型計 量器を増設し、交通渋滞の緩和と 利用者の利便性を確保する	(H19)ストックヤード 建設工事、大型計 量器設置工事 (H20)法面整備	生活環境課

[主な関連計画] 銚田市一般廃棄物処理基本計画

3-2-2 水質保全・公害防止対策の推進

■ 現状と課題

水質保全

近年、北浦の水質が悪化し、悪臭を放つなど問題が発生していますが、これは流入する河川の水質が影響しています。本市では、家庭からの生活排水が十分に処理されないまま河川や湖沼へ放流されるケースもみられ、水質汚濁の大きな原因にもなっています。

豊かな自然環境の基礎となる水質を保全していくためには、多くの市民が参加する水質調査の継続や家庭における適切な生活排水処理の指導などを行い、水質保全に対する市民意識の向上を図っていく必要があります。また、地域の実情に応じた公共下水道などの整備を早急に進めていくことが必要となっています。

公害防止

本市はこれまで、重大な公害の発生はみられません。しかし、悪臭に関する苦情相談が多く、また、廃棄物処理法で禁止された野外焼却が、一部で未だに行われています。

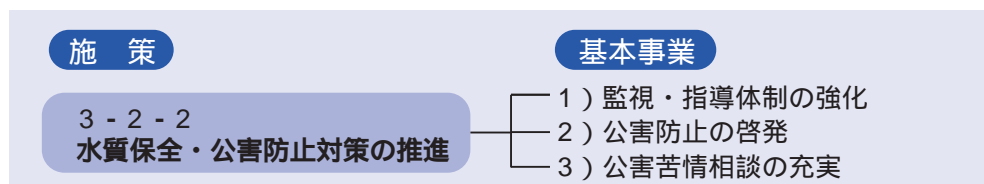
騒音、振動、悪臭の防止および野外焼却の防止対策としては、法制度について、パンフレットや広報などで周知を図っていく必要があります。

また、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する市内の特定施設に対しては、県とともに立入検査や指導を行い、公害の防止に努めていくことが必要となります。

■ 基本方針

市民や関係機関との連携により、悪臭・水質汚濁など公害の発生を防止するとともに、適切な指導と法制度の周知を図ります。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 監視・指導體制の強化

悪臭や水質汚濁など公害の発生防止対策を進めるため、関係機関と連携した監視体制の構築および指導體制の強化に取り組みます。

2) 公害防止の啓発

広報紙やパンフレットなどを通じて事業所や市民に対する公害防止の啓発に努め、公害のない環境づくりを推進します。

3) 公害苦情相談の充実

関係機関との連携により、公害苦情に関する適切な対応を図ります。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
監視・指導體制の強化			
監視・指導體制の強化	関係機関との連携により、悪臭や水質汚濁などの公害の未然防止に努め、安全な環境づくりを推進する	継続実施	生活環境課
監視体制の検討	県・市・市民と一体となった監視体制を検討する	継続実施	生活環境課
通報体制の整備	市民が通報できる体制づくりを推進する	継続実施	生活環境課
公害防止の啓発			
公害防止の啓発	広報紙やパンフレットを通じて公害防止の啓発に努め、公害のない環境づくりを推進する	継続実施	生活環境課
公害苦情相談の充実			
苦情相談の充実	関係機関との連携により、公害苦情に関する適切な対応に努める	継続実施	生活環境課

3 - 2 - 3 生活関連施設の維持管理

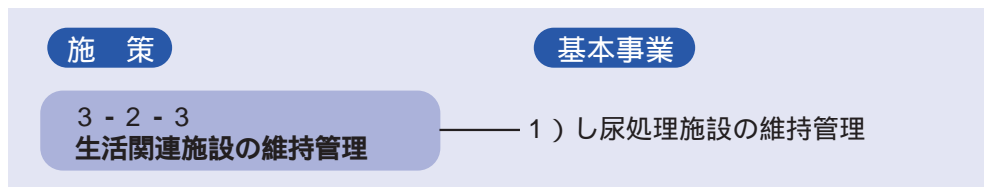
■ 現状と課題

本市のし尿処理は、合併によって3施設を運営することになりました。各施設は老朽化による補修が必要であり、特に各種機器の整備には膨大な費用が見込まれます。そのため、3施設の適切な維持管理方法の検討が課題となります。

■ 基本方針

快適な生活環境を確保するため、生活に関連する施設の適切な維持管理を行います。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) し尿処理施設の維持管理

維持管理方法を工夫し、施設の適切な運営に努めます。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
し尿処理施設の維持管理			
し尿処理施設事業	運転管理・直接経費・整備費（オーバーホールおよび補修）などの一体発注を検討し、経費削減を図る	継続実施	生活環境課

3 - 3 都市基盤の整備

3 - 3 - 1 都市計画の推進・住環境の向上

■ 現状と課題

都市計画

これまでは旧3町村の都市計画マスタープランに基づき、それぞれの地区で土地区画整理事業、都市計画決定道路、公園、下水道などの整備を進めてきました。このうち、土地区画整理事業については、新銚田駅前地区および新銚田駅西地区の区画整理事業が完了し、土地の有効利用を図ってきました。

一方で、都市計画決定道路については、東関東自動車道水戸線をはじめとする多くの未整備路線が残っています。

今後は、都市整備に係る長期的な計画を策定し、良好な住環境の整備を進める土地区画整理事業や都市計画決定道路の未整備箇所の早期事業化を推進する必要があります。また、都市計画の基礎資料として、まちづくり情報の共有化も必要となります。

公 園

本市の公園の設置状況は、銚田総合公園や鹿島灘海浜公園をはじめとして都市公園8か所、98.4haが設置されており、このうち4か所、87.52haが都市計画決定されています。また、鹿島灘海浜公園は第1期分27.0haのうち16.3haが完了しています。今後は、都市公園の着実な整備とともに、地区公園などを設置するための用地取得を進める必要があります。

公園は、地域住民の憩いの場や交流の場として重要な役割を果たします。そのため、市民同士や地域内での交流につながるよう、市民を主体とした公園の維持管理活動を広めていくことが必要となります。

住 宅

昭和50年代に建設されたスカイタウンにある公営住宅は、建築後20年以上が経過して、老朽化が顕著になっていることから、公営住宅の運営方法や改修を検討するとともに、適正な維持管理の継続が必要となっています。

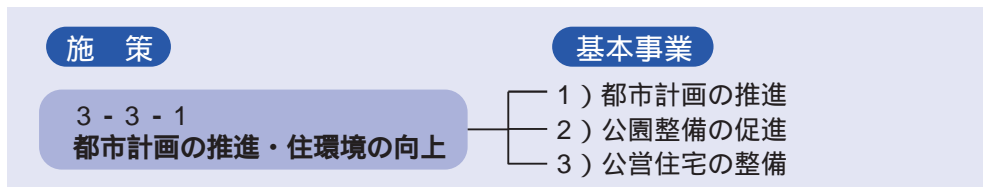
民間の宅地開発については、「銚田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱」に基づく適正な指導を行っています。

近年は、核家族化の進行に伴い世帯数が増加していることから、今後は公営住宅や宅地開発への需要動向を勘案しながら、定住化を促進する住環境の整備を検討する必要があります。

■ 基本方針

良好な住環境の向上を目指して、都市基盤整備の指針となる都市計画マスタープランの策定とともに良好で潤いのある住環境の整備を推進します。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 都市計画の推進

都市計画法で定められた基礎調査項目に市独自の項目を加えた調査結果を踏まえ、地域の実情と発想を重視した「銚田市都市計画マスタープラン」を策定・推進します。

2) 公園整備の促進

鹿島灘、湖沼、河川の沿岸緑地および点在するレクリエーション施設などと連携した特色ある公園整備を進めるとともに、一層の利用促進を図ります。また、市民を主体とした公園の維持管理体制づくりを推進します。

3) 公営住宅の整備

公営住宅については、引き続き補修を含めた維持管理に努めます。また、公営住宅の運営については、住宅需要の状況を見極めながら検討を行います。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
都市計画の推進			
都市計画基礎調査	都市計画法で定められた14の調査項目と市独自の調査項目による調査を行い、状況図、状況調書などを作成する	(H19) 調査実施	都市計画課
都市計画マスタープラン策定事業	市全体の土地利用と整備方針とともに、地域の実情と発想を重視した計画を策定する	(H20～H22) 計画策定	都市計画課
公園整備の促進			
鹿島灘海浜公園の整備促進	鹿島灘海浜公園を地域活性化の拠点と位置づけ、整備促進を図る	(H19～H20) オーシャンビュー、遊具、歩道の整備	都市計画課
公園整備の検討	鹿島灘、湖沼、河川の沿岸緑地および点在するレクリエーション施設などと連携した特色ある公園整備を検討する	(H20～H21) 安塚地区、計画・整備	都市計画課
公営住宅の整備			
スカイタウン合併浄化槽改修事業	浄化施設は建設後30年以上経過し老朽化しており、早急に改修を行う	(H19～H20) 整備	建設課

[主な関連計画] 銚田市都市計画マスタープラン

3-3-2 上水道の整備

■ 現状と課題

市民が従前から生活用水として使用してきた井戸水については、生活様式の変化などの影響から、水質基準不適合割合が年々増加する傾向にあります。そのため、すべての市民に安心して安全な水道水を供給するため、給水区域全域の上水道施設の整備が急務となっています。

一方、上水道加入者の多数が自家用井戸と上水道を併用しているため、事業経営の根幹である使用水量の増量が早期には望めず、上水道事業の経営安定のためには利用促進を図る必要があります。

また、国からの事業認可に基づき、未整備地区の整備を図り、一層の加入促進による普及率の向上が必要となります。

平成18年度現在、3区域それぞれに上水道事業が運営されることから、今後の施設の適切な管理体制、業務の効率化などを踏まえ、事業経営の一元化に向けた事務所、料金体系などの統合を図っていくことが必要となります。

水道普及率（平成18年3月末現在）

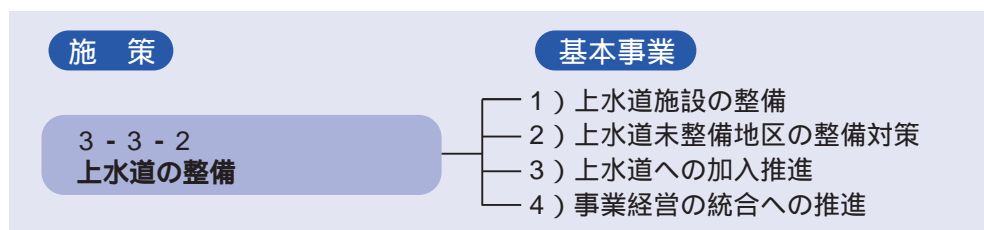
	普及率	給水人口
旭水道事務所区域	81.1%	9,591人
鉾田水道事務所区域	50.8%	14,114人
大洋水道事務所区域	52.5%	5,981人

資料：水道事務所

■ 基本方針

ライフライン*として、水道水の安心・安全性への理解を深めつつ、上水道未整備地区の早期整備と加入推進を図り、市民生活や公衆衛生の向上に寄与するとともに、快適なまちづくりを推進します。

■ 施策体系



*ライフライン：都市機能を維持し、人が日常生活を送る上で必須の諸設備のこと。電気・ガス・水道・電話・インターネットなど。

■ 事業内容

1) 上水道施設の整備

上水道施設整備計画に基づき、加入推進地区を定めて配水管布設整備事業と給水装置設置事業を促進します。

2) 上水道未整備地区の整備対策

上水道施設の未整備地区については、加入意向調査（銚田区域）の結果に基づき、加入意向の多い地区から施設整備を促進します。

3) 上水道への加入推進

上水道施設整備の完了した区域における未加入者の加入促進を図ります。

4) 事業経営の統合への推進

上水道施設の適切な管理体制と業務の効率化を図るため、事務所の統合および料金体系の見直しをはじめとする事業経営の一元化を推進します。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
上水道施設の整備			
上水道施設整備事業	毎年度、加入推進地区を定め、加入者に費用負担の軽減措置を講じるとともに、配水管整備事業および給水装置設置事業を促進する	上水道施設整備率 ・ 旭区域 (H18) 99.2% (H23) 100.0%	水道部 旭 水道事務所
		・ 銚田区域 (H18) 68.5% (H23) 92.5%	銚田 水道事務所
		・ 大洋区域 (H18) 91.4% (H23) 100.0%	大洋 水道事務所
上水道未整備地区の整備対策			
上水道未整備地区の整備対策事業	未整備地区の加入意向調査結果に基づき、加入意向の多い地区から加入推進事業を実施する	上水道施設整備率 ・ 銚田区域 (H18) 68.5% (H23) 92.5%	水道部 銚田 水道事務所

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
上水道への加入推進			
上水道への加入推進事業	上水道施設整備が既に完了した区域において、未加入者に対して加入推進の啓発を行うとともに普及率の向上を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進する	普及率の向上 ・旭区域 (H18) 81.1% (H23) 87.4%	水道部 旭 水道事務所
		・鉾田区域 (H18) 50.8% (H23) 65.5%	鉾田 水道事務所
		・大洋区域 (H18) 52.5% (H23) 66.2%	大洋 水道事務所
事業経営の統合への推進			
水道料金・企業会計システム統合事業	サービスの向上、会計事務の効率化を図るため、料金・会計システムの統合と充実化を図る また、事業統合時の料金統一については、県水の料金改定を勘案しつつ、段階的に適正な対応を図る	委託業務等の統合 (H19～H20) 企業会計システムの統合 (H19) 水道料金等および料金システムの統合 (H25) 水道事業および事務所の統合 (H25)	水道部

[主な関連計画]

水道事業中期経営計画・公営企業経営健全化計画

3 - 3 - 3 生活排水処理施設の整備

■ 現状と課題

これまでの日本の経済発展と人口増加は、一方で事業系と生活系の両面から污水排出量の著しい増加をもたらしました。しかし、本市においては污水处理施設が整備されていないため、生活環境の悪化さらには湖沼や河川などの公共用水域の水質汚濁が懸念されます。

これらの課題を抜本的に解決し、良好な住環境の創出と公共用水域の水質保全を図るためには、下水道の整備をはじめとする生活排水処理施設が不可欠な基盤となります。

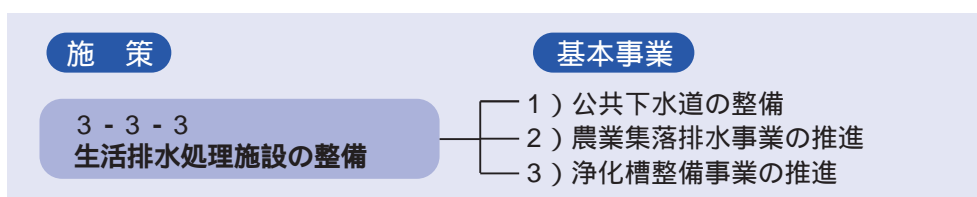
平成18年度現在、銚田地区、畑田地区などにおいては、公共下水道の整備を進めており、それ以外の地区においても、農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置事業をそれぞれ進めています。

農業集落排水事業においては、地区ごとの事業参加意欲と連帯感を高め、一体となって事業に取り組む意識づくりが必要となっています。また、合併処理浄化槽の設置においては、費用負担が比較的高額になるため、設置数の伸びが低迷しています。さらに、浄化槽の機能が維持されず、浄化不十分の処理水が河川などに流入するケースもあることから、浄化槽の維持管理および法定検査の実施率の向上が課題となっています。

■ 基本方針

地域の実情に応じた生活排水処理施設を着実に整備し、自然と共生する快適なまちづくりを市民とともに推進します。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 公共下水道の整備

市街地およびその周辺区域の生活環境の向上と公共用水域の水質改善を図るため、事業認可に基づく銚田水処理センターの一部供用開始と管渠整備を推進します。

2) 農業集落排水事業の推進

集積のある集落で霞ヶ浦流域となっている地域を優先に、生活排水およびし尿の処理を進め、農村集落の生活環境整備を図ります。

3) 浄化槽整備事業の推進

市民の生活環境の整備および公共用水域の水質改善を図るため、浄化槽の整備とともに、整備後の維持管理や法定検査の実施を推進します。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
公共下水道の整備			
公共下水道事業	市街地およびその周辺区域の生活環境の向上と公共用水域の水質改善を図るため、事業認可に基づく銚田水処理センターの一部供用開始と管渠整備を推進する	管渠整備面積 (H18) 10ha (H21) 一部供用開始 (H22) 99ha *全体は330ha	都市計画課
農業集落排水事業の推進			
農業集落排水事業	農村集落の生活排水およびし尿の処理を行い、生活環境整備を図る	・上島西部地区 (H23) 供用開始 ・舟木地区 (H19) 事業採択 (H25) 供用開始	都市計画課
浄化槽整備事業の推進			
浄化槽整備事業	市民の生活環境の整備および公共用水域の水質改善を図るため、浄化槽整備を推進する	浄化槽設置基数 (毎年) 75基	都市計画課

3 - 3 - 4 交通環境の向上・河川および海岸の整備

■ 現状と課題

道 路

本市の幹線道路として、南北に延びる国道51号と主要地方道茨城鹿島線、市中心部を起点とする一般県道下太田鉾田線と一般県道鉾田茨城線、市の中央部を通る主要地方道水戸鉾田佐原線、涸沼沿いの主要地方道大洗友部線、市の南部を横断する国道354号などが市内道路網の骨格をなしています。

また、茨城空港の開港に併せて整備が進められている東関東自動車道水戸線の鉾田～水戸間については、平成18年度に工事着手し、平成19年度には茨城県において全線の都市計画決定が予定されています。

本市の均衡ある発展のためには幹線道路・生活道路網の整備が重要であり、都市計画決定道路の未整備箇所の早期事業化を含めて、計画的な道路整備が必要となります。

一方、車にとっても歩行者にとっても安全な歩行空間の確保は、暮らしやすさの重要な要素となります。しかし、市内の道路には未改良区間も多く、特に交通量の多い狭い路線については早急な整備が必要となっています。また、地域によっては大雨時に浸水する箇所があるため、道路整備にあわせた雨水排水整備が課題となります。

公共交通

公共交通機関としては、鉄道と路線バスがあります。

鉄道は、水戸市と鹿嶋市を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が南北に運行しています。

路線バスは本市と周辺の市を結ぶ8路線が運行し、うち1路線は、平成19年3月31日に廃線となった鹿島鉄道の代替路線となっています。また、本市を発着・経由し東関東自動車道を通る高速バス2路線があります。しかし、本市と周辺の市を結ぶバスについては、利用者の減少により一部地域で廃止となっていることから、高齢社会に対応するためにも新たな交通機関の整備が課題となっています。

河 川

市内には巴川、鉾田川、大谷川および長茂川の一級河川があり、県において計画的な河川の改修が行われています。しかし、未整備の箇所が多く、河川の氾濫や水田の冠水などの被害も発生することから、早急な対策が望まれています。

河川の美化対策として年2回（3月・8月）の霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦（霞ヶ浦問題協議会主催）に参加しています。

海 岸

本市は鹿島灘に面して20kmに及ぶ美しい海岸線を有しますが、砂浜の侵食が激しく、県においてヘッドランド整備事業や養浜事業を行っています。

道路の現況(平成16年4月1日現在)

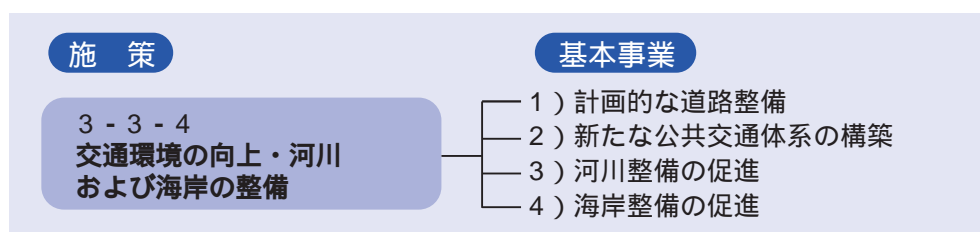
道路の種類	路線数	実延長(m)	規格改良済延長(m)	改良率(%)	補装済延長(m)	舗装率(%)
国道	2	28,178	26,337	93.47	28,178	100.00
県道	15	110,474	88,034	79.69	110,459	99.99
主要地方道	5	57,213	47,432	82.90	57,213	100.00
一般県道	10	53,261	40,602	76.23	53,246	99.97
市道	3,305	1,470,685	396,182	26.94	829,572	56.41
1級	45	150,927	104,901	69.50	138,727	91.92
2級	45	88,149	32,624	37.01	76,115	86.35
その他	3,215	1,231,609	258,657	21.00	614,730	49.91
茨城県内市町村道計	196,306	50,832,273	17,318,826	34.07	30,448,386	59.89

資料：茨城県道路現況調査

■ 基本方針

新市の速やかな一体性の確立と市民生活や産業活動の基盤である道路網の整備、日常生活の利便性向上に資する新たな交通体系の構築、そして災害防止と環境保全を図る河川および海岸の整備を推進します。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 計画的な道路整備

「道路整備マスタープラン」を策定した上で、機能的な交通体系を構築するためのバイパス整備をはじめ計画的な道路整備を推進します。

また、「東関東自動車道水戸線」の早期全線開通にむけた整備促進活動を推進します。

2) 新たな公共交通体系の構築

交通弱者の行動範囲が制限されないよう、路線バスが廃線になった地域における必要な交通手段の構築に向けて取り組みます。

3) 河川整備の促進

一級河川の未改修区間について、県との連携を強化し、早期完成へ向けた整備促進に努めます。また、清掃活動などを行い、河川環境の保全を図ります。

4) 海岸整備の促進

海岸線の侵食対策について積極的に県へ働きかけ、海岸保全施設の整備促進に努めます。

5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
計画的な道路整備			
湯坪・柏熊地区排水路整備事業	水路敷きの侵食による土砂災害を防止するとともに、将来的な地域流末排水路の充実を図る	(H18～H21) 整備 計画延長900m	建設課
幹線1-9号線改良整備および高釜地区排水路整備事業	道路の拡幅とともに排水整備を行い、地域住民の快適な生活環境の整備を図る	(H18～H21) 整備 計画延長1,020m	建設課
市道6-15号線整備事業	地域間の交流道路でありながら狭あいで、雨天時には冠水する場所もある。また、公共施設にも隣接しているため整備を図る	(H18～H22) 整備 計画延長600m 橋梁 1 橋	建設課
市道8-4314号線(クリーンセンター進入路)整備事業	クリーンセンターへの搬入台数が増加することに伴い、進入路の整備を行う。また、地域の生活道路であり、通学路でもある道路を拡幅し、安全対策に努める	(H17～H22) 整備 計画延長2,200m	建設課
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業	新市の一体性を進める上で、道路の整備を図る ・造谷地内主要幹線道路接続整備事業 ・新市連絡道路整備事業	(H18～H24) 整備 (H19～H27) 整備	建設課
鉾田市街地連絡道路整備事業	急カーブが多く安全性に欠けているため、危険箇所の解消に努め、安全な地域間道路の整備を図る	(H20～H26) 整備 計画延長2,800m	建設課
主要幹線道路整備事業(市道6-1号線～大洋)	狭あい路線であるため、道路拡幅などにより、地域間交流の促進および道路交通の安全の確保のため整備を図る	(H20～H27) 整備 計画延長3,800m	建設課

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
地域間連絡道路整備事業	市町村合併による地域間幹線道路網の強化を行い、地域間交流促進のため、整備を図る	(H21～H27) 整備 計画延長5,650m	建設課
汲上地区排水路整備事業	道路の冠水、隣接の浸水、土砂災害の防止に努め、市民生活の安定と向上を図る	(H23～H26) 整備 計画延長1,100m	建設課
涸沼・鹿島灘海岸地区道路整備事業	海岸地区である玉田、荒地、沢尻、上釜地区および大洗・鹿島線涸沼駅近郊の下太田、箕輪地区を結ぶ地域間道路整備を行い、生活交流の推進および緊急避難路の整備を図る	(H23～H27) 整備 計画延長6,700m	建設課
道路整備計画 (道路整備マスタープラン策定)	新市の一体化を図る計画的な道路整備のため、道路整備マスタープランを策定する	(H18～H19) 整備	建設課
道路路面改修事業	安全な通学路の確保と高齢者に配慮した地域住民の快適な住環境を満たすため、路面段差解消の整備を図る	(H18～H22) 整備 計画延長2,718m	建設課
坂戸・塔ヶ崎間排水路整備事業	大雨による水田の冠水や住宅地への浸水などの被害防止のための整備を図る	(H19～H22) 整備 計画延長1,000m	建設課
基盤整備促進事業 農道整備事業	農耕車両の大型化による通行および輸送の効率化を図るため、地区の基幹となる農道の拡幅・舗装の整備を図る ・鹿田中通地区 ・常磐野中地区 ・沢尻地区 ・造谷地区 ・借宿、寄居地区 ・台濁沢地区	(H14～H20) 整備 (H14～H19) 整備 (H17～H23) 整備 (H17～H23) 整備 (H19～H25) 整備 (H19～H25) 整備	建設課
大洗鹿島線跨線橋防護柵補修工事	経年劣化による錆・腐食などが進行していることから、通行者・車および軌道車両への被害予防のため、計画的に防護柵を補修する	(H17～H21) 整備	建設課
市道7号線道路改良事業(2期)	交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る	(H14～H22) 整備	建設課
市道12号線道路改良事業	銚田をはじめ鹿嶋方面からの主要連絡道としての機能や交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る	(H13～H25) 整備	建設課
市道54号線道路改良工事(2期)	交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る	(H15～H19) 整備	建設課

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
市道65号線道路改良事業	交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る	(H15～H20) 整備	建設課
市道55号線道路改良事業		(H18～H22) 整備	建設課
市道8-446号線道路改良事業	緊急避難・消防救難活動の経路として円滑な活動に支障をきたす恐れが解消され、車両と歩行者の安全かつ円滑な通行が確保され、通学路としての機能の整備を図る	(H19～H24) 整備	建設課
原子力地域振興事業 市道旭2171号線道路改良事業	交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る	(H16～H19) 整備	建設課
安全快適な道緊急整備費補助事業 市道旭1-12号線道路改良事業	交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る	(H16～H19) 整備	建設課
原子力地域振興事業 半原川排水路整備事業	本排水路を整備することにより、収穫の安定が見込めるとともに、地域の用排水路としての機能向上のため、整備を図る	(H15～H22) 整備	建設課
リサイクル研究開発促進交付金事業	交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る ・市道旭2-15号線道路改良事業 ・市道旭1-9号線道路改良事業	(H17～H19) 整備 (H17～H19) 整備	建設課
新たな公共交通体系の構築			
公共交通体系の構築	交通弱者の行動範囲が制限されないよう、路線バスなどの廃線となった地域に必要な交通手段の検討・実験を行う	(H19) 検討・試行	企画課
河川整備の促進			
河川改修の早期完成	一級河川巴川については、本田橋までの川幅の拡幅・築堤などの整備促進に努める。また、一級河川銚田川については、河床掘削および堤防の嵩上げなどの改修工事の整備促進に努める	継続要望	建設課

[主な関連計画] 銚田市道路整備計画（道路整備マスタープラン）

3 - 3 - 5 情報通信技術の活用

■ 現状と課題

本市では、窓口業務関連の電算化システムの構築、庁内LANの整備、市ホームページの開設など、市民サービスの向上に寄与する行政の高度情報ネットワーク化を進めています。

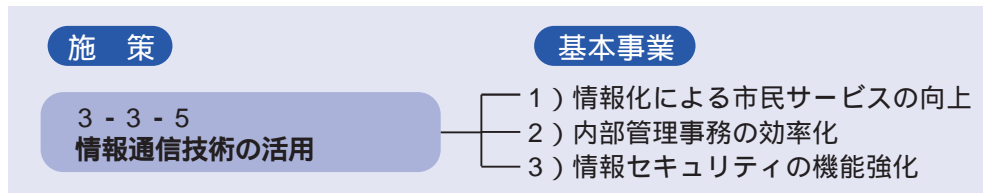
一方、市で取り扱う情報は市民の個人情報をはじめ、行政手続き上の重要な情報が含まれていることから、「セキュリティ基本方針」を平成18年度に策定し、情報の漏洩を防ぐ対策を進めています。

今後は、個人情報管理体制を一層強化しつつ、市ホームページや電子申請の充実により、市民サービスの向上を図っていくことが必要となります。

■ 基本方針

厳格な情報管理体制の下、事務の効率化や市民サービスの向上に重点を置いた情報通信技術の活用を図ります。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 情報化による市民サービスの向上

インターネットなどの高度通信技術を利用した申請・手続きのオンライン化や行政情報の提供などを行い、市民サービスの向上を図ります。

2) 内部管理事務の効率化

窓口業務などのシステムの機能改善、情報システムなどの計画的な更新により、事務処理の電子化を推進し、事務の効率化を図ります。

LAN：Local Area Network（ローカル・エリア・ネットワーク）の略で、一施設内程度の規模で用いられるコンピュータ・ネットワークのこと。

3) 情報セキュリティの機能強化

情報分野の安全や安心を確保するために、例規整備、職員教育、セキュリティ監査などを行い、市の情報セキュリティ機能強化を図ります。

5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
情報化による市民サービスの向上			
情報化による行政サービスの向上	インターネットなどの通信技術を利用した申請手続きのオンライン化や行政情報の提供など、市民サービスの向上を図る	(H19) 36項目電子申請対応	総務課
内部管理事務の効率化			
内部管理事務の効率化	窓口業務などのシステムの機能改善、情報システムの計画的な更新などにより、事務処理の電子化を推進する。また、電子会議の導入も検討する	統合型GIS (地理情報システム)の構築 (共同運営の実施時期に対応)	総務課
情報セキュリティの機能強化			
情報セキュリティの機能強化	情報分野の安全や安心を確保するために、例規整備、職員教育、セキュリティ監査などを行い、市の情報セキュリティ機能強化を図る	継続実施	総務課

[主な関連計画] セキュリティ基本方針・集中改革プラン

3 - 4 地域と連携した安全で安心な暮らしの実現

■ 現状と課題

防 災

本市では地滑りや崖崩れなどの土砂災害は比較的少ないものの、台風や長雨などの集中豪雨による河川の氾濫、道路の冠水などの水害が発生しています。また、全国では、大規模な被害につながる地震も発生しています。

こうした中、平成18年度には、これまでの旧町村の防災無線放送システムから、市内一斉放送が可能となるシステムに更新しました。また、銚田市防災会議を設置し、庁内体制の強化や関係機関との連携強化を図るとともに、災害に際して市民の安全を確保するため、「銚田市地域防災計画」の策定に向けて準備を進めています。

今後は、平成19年度にとりまとめる地域防災計画に基づき、被害を最小限に抑える災害に強い市街地の整備を進めるとともに、安全な避難路や避難施設の確保が必要となります。また、自主防災組織の設置や一人ひとりの防災意識の向上、原子力施設の危機管理強化を図ることも必要となります。

消 防

近年の本市の火災発生状況は、年間約50件となっています。

消防体制は常備消防として銚田消防署があり、非常備消防として83分団で組織される銚田市消防団が結成されています。

消防団活動においては団員の確保や稼働力の低下が懸念されており、消防団の分団統合を含めた組織再編が課題となっています。また、消防自動車を含む老朽化した消防施設が増加しているため、計画的な更新が必要となります。

地域安全

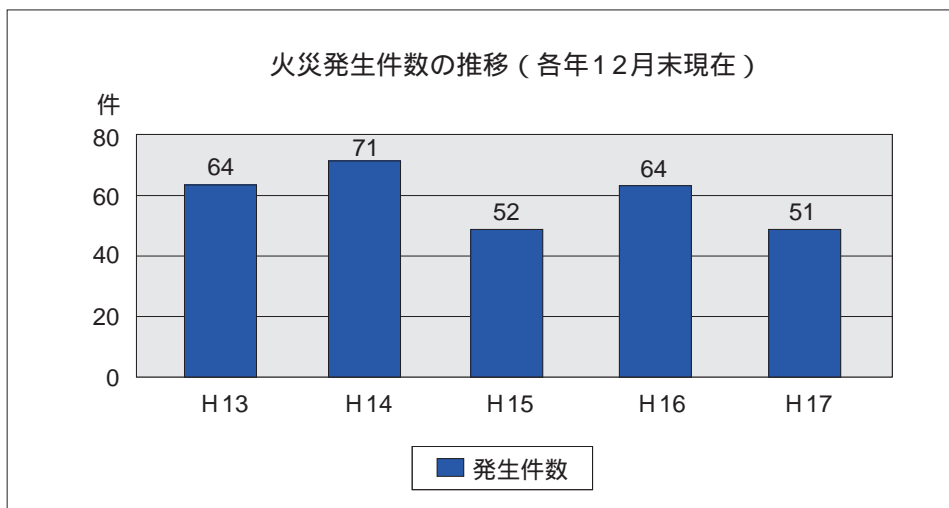
近年の本市の交通事故は、年間約300件が発生しており、死傷者数は約400人程度で推移しています。

こうした状況の中、交通安全対策として関係機関による交通安全教育、交通安全運動の推進に努めてきました。

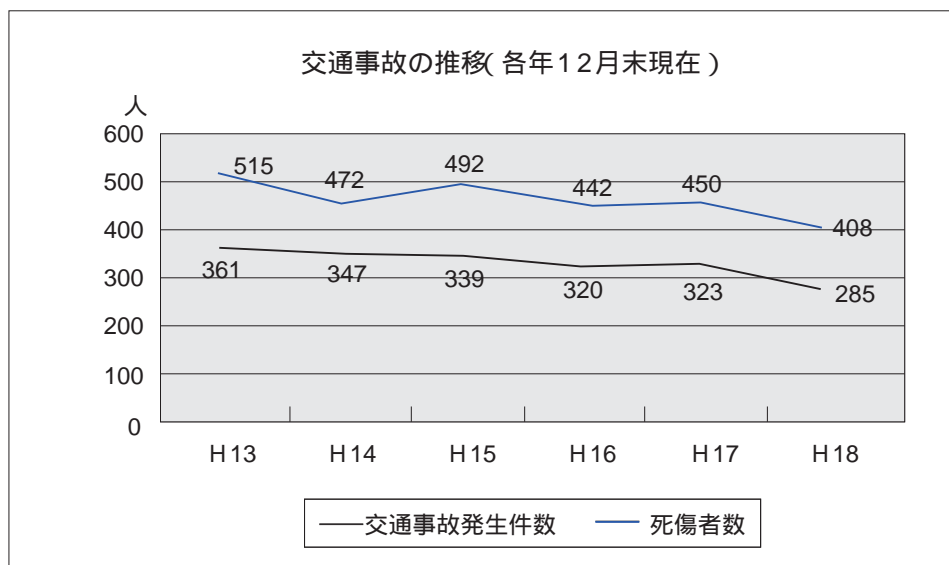
今後も道路と交通安全施設との一体的な整備を着実に進めるとともに、運転者への交通安全意識の向上を図る必要があります。

近年の本市の犯罪発生件数は、年間約800件が発生しており、犯罪の種類では窃盗犯や知能犯が比較的多くなっています。中でも高齢者を狙った犯罪とともに、情報化社会に伴うインターネット犯罪なども多くなっています。また、凶悪犯罪の低年齢化や子どもが巻き込まれる事件も全国各地で発生しています。

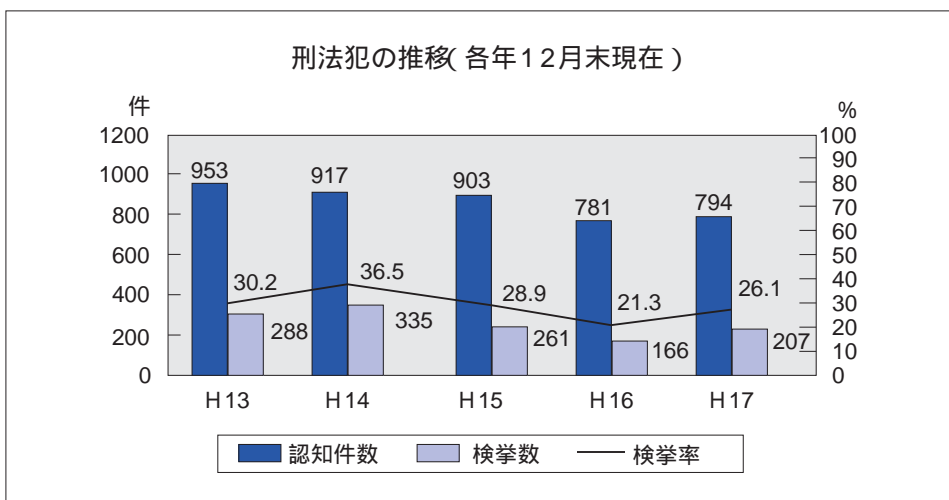
犯罪の発生を防ぐためには、自主防犯意識の向上が最も重要です。それとともに市民や地域社会の連帯感を強めながら、関係機関、家庭、学校、地域社会が協力した防犯体制の強化も必要となります。



資料：消防年報 / 鹿行広域事務組合消防本部



資料：交通事故統計

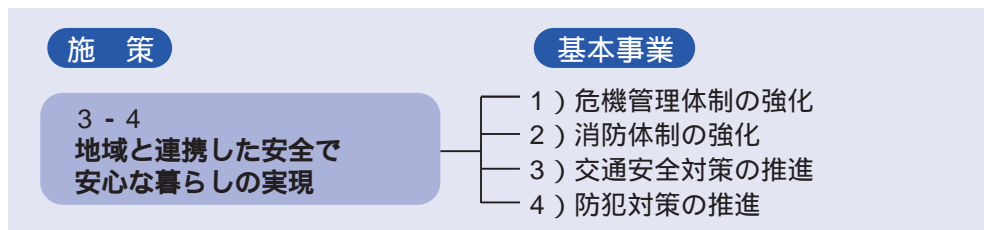


資料：茨城県警ホームページ抜粋

■ 基本方針

防災・消防・地域安全に関する市民意識の向上を図り、市民と協働して安全に暮らすことのできる環境づくりを進めます。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 危機管理体制の強化

市民の防災意識の向上に努めるとともに自主防災組織の設置を支援し、地域防災力を強化します。

また、原子力災害や武力攻撃事態などにおける国民保護措置についての危機管理体制を強化します。

2) 消防体制の強化

老朽化に伴う消防施設の更新を計画的に行うとともに、平成19年度に支団制による消防団の統一を図り、各地区の消防団体制を一層強化します。

3) 交通安全対策の推進

交通安全に係る市民全体の意識向上とともに、要望の多い交通安全施設の設置を推進します。

4) 防犯対策の推進

自主防犯組織活動の活性化を支援し、市民と関係機関が協力した地域の安全対策を推進します。

5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
危機管理体制の強化			
安心安全なまちづくり推進事業 (自主防災組織)	自主防災組織の組織化について支援する	計画的実施	総務課
地域防災計画の策定	災害対策基本法に基づく市域の防災に関する業務や対策などを定めた、総合的かつ基本的な計画を策定する	(H19) 計画策定 (H18から継続)	総務課
洪水ハザードマップの作成	大雨による浸水想定区域を設定し、避難を要する区域や避難場所などを明示した地図を作成する	(H20) 策定	総務課
消防体制の強化			
消防ポンプ自動車購入事業	消防力を維持するため、20年以上経過している消防自動車を更新する	継続実施	総務課
防火水槽設置事業	消防水利を維持確保するため、防火水槽の計画的な設置とともに、老朽化した防火水槽を改修する	継続実施	総務課
公設消火栓設置事業	消防水利を維持確保するため、上水道整備事業に併せて消火栓の整備を図る	継続実施	総務課
消防団組織の見直し	消防力の強化を図るため、各地区の実情を勘案しつつ、消防団組織の統一と支団制を採用し、分団再編を進める	(H19～) 分団再編	総務課
交通安全対策の推進			
交通安全の啓発活動	市民を交通事故から未然に防ぐため、交通安全団体などを主体とした交通安全に係る啓発活動を展開する	継続実施	総務課
交通安全施設の設置	市民を交通事故から未然に防ぐため、関係課と調整し交通安全施設(カーブミラー等)を設置する	継続実施	総務課
防犯対策の推進			
自主防犯組織の啓発	自主防犯組織の啓発に向けて、市民の主体的活動を支援する	継続実施	総務課
防犯灯設置事業	各地区の申請に基づき、計画的な設置を進める	継続実施	総務課

[主な関連計画]

銚田市地域防災計画・銚田市国民保護計画

第4章 基本目標 4 個性と多様性を尊び、地域文化をはぐくむ人づくり



《推進施策》

4 - 1 子どもたちの教育環境の向上	
4 - 2 地域資源を活用した生涯学習の活性化	
4 - 3 文化振興およびスポーツ・レクリエーション環境の充実	4 - 3 - 1 文化・芸術活動の振興
	4 - 3 - 2 スポーツ・レクリエーション活動の充実
4 - 4 地域間・国際交流の推進	

4 - 1 子どもたちの教育環境の向上

■ 現状と課題

幼児教育

市内には公立幼稚園が5園あり、平成18年度は3歳児から5歳児まで438人が幼児教育を受けています。幼稚園では家庭や小中学校と連携し、豊かな情操と集団生活の基本を身につけるよう指導を行っています。

近年では、幼稚園においても保育時間を延長するなど、共働き家庭の増加に対応した保育を実施しています。しかし、少子化の影響により入園者数が減少し、集団生活における社会性を養う教育環境が十分に整わないことも懸念されることから、幼稚園の統廃合などの検討も課題となります。

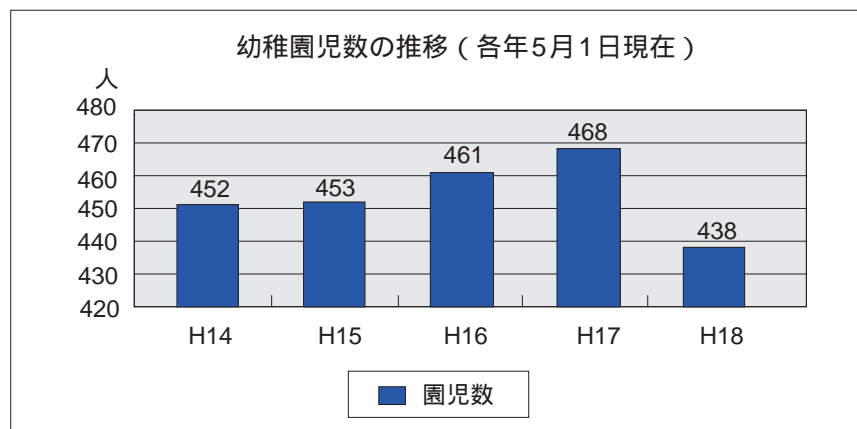
学校教育

市内には小学校20校、中学校4校があり、平成18年度の小学校児童数2,802人、中学校生徒数1,439人が義務教育を受けています。各学校ではそれぞれの地域資源や自然環境を学習内容に取り入れながら、郷土を愛する豊かな心と生きる力を身につける教育を行っています。

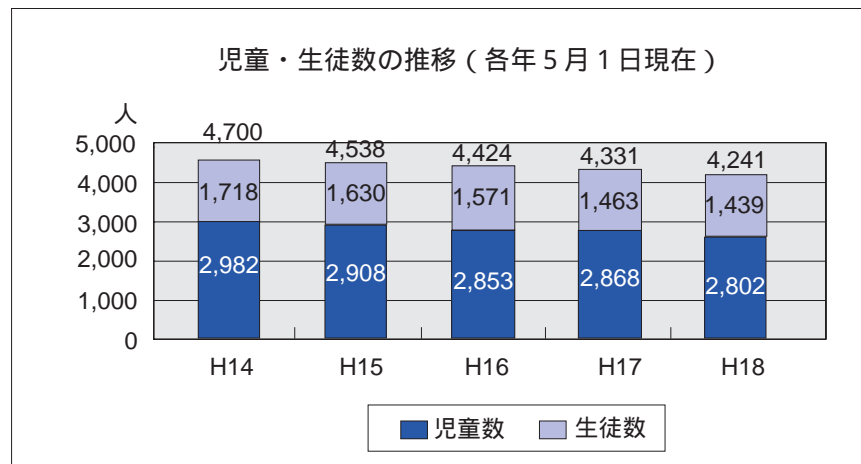
全ての小中学校にコンピュータを設置して情報教育を行い、また、中学校では外国人英語指導助手（ALT）による英語教育を行うなど、時代に求められる能力の養成に向けた教育を行っています。さらに、障害のある児童・生徒への特別支援教育を実施しています。

指導体制については、継続的な教職員研修により指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラー4人、生徒指導相談員2人を配置し、児童・生徒や保護者への相談・指導を行っています。また、開かれた学校運営を推進するために学校評議員制度を全小中学校に導入し、家庭と学校の連携を図っています。

近年は、少子化の影響により児童数・生徒数とも年々減少傾向にあり、平成18年度には、複式学級を行っている小学校が1校あります。また、校舎や給食施設の老朽化も進んでいます。そのため、学校施設の計画的な改修を行うとともに、鉾田地区・大洋地区の各学校で実施されている自校方式および親子方式から給食センター方式への転換、学校の統廃合などを検討していく必要があります。



資料：学校教育課

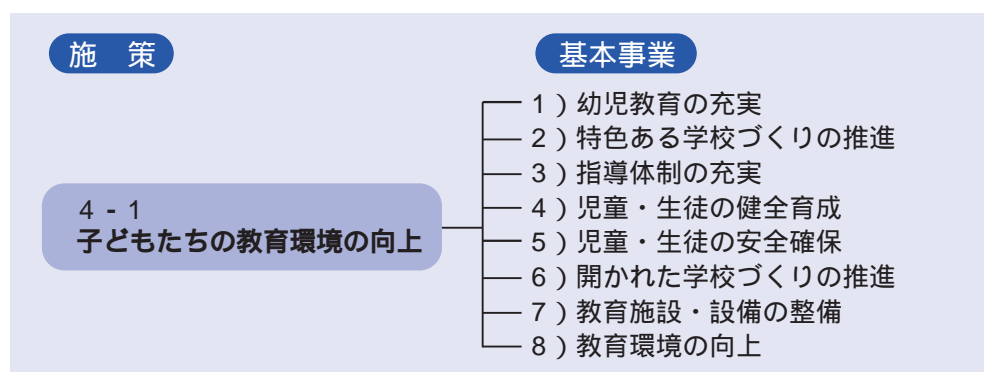


資料：学校教育課

基本方針

確かな学力と豊かな心を持ち、礼儀を重んじ、たくましく生きる児童・生徒の育成を図るため、社会潮流にあった教育内容・方法を充実し、国際化と情報化を併せもった次代を担う人材の育成に努めます。

施策体系



事業内容

1) 幼児教育の充実

教職員が研修などに参加できる機会を設け、教職員としての資質の向上と専門知識の向上に努めます。また、家庭・幼稚園・小学校との連携を図った幼児教育の充実を図ります。さらに、少子化に対応した幼稚園の統廃合などを検討していきます。

2) 特色ある学校づくりの推進

子どもたちの個性を伸ばし、豊かな人間性と生きる力をはぐくむため、体験活動の積極的な導入、読書活動の推進、道徳教育の充実、学力向上と学校体育の充実など、体験を重視した学習を展開します。

3) 指導体制の充実

少人数教育の推進をはじめ、多様な指導方法の実践、特別支援教育の充実、外国語指導助手（ALT）の効果的な活用など、指導体制の充実を図ります。

4) 児童・生徒の健全育成

食による健康教育の充実とともに、スクールカウンセラーや生徒指導相談室と家庭との連携による不登校やいじめ対策を一層進め、児童・生徒の健全育成を図ります。

5) 児童・生徒の安全確保

不審者を想定した防犯訓練をはじめ、通学路の危険箇所の解消、不審者情報の共有化、学校安全ボランティアによる巡回の強化などに取り組み、家庭と学校、そして地域社会が協力して児童・生徒の安全確保に努めます。

6) 開かれた学校づくりの推進

学校運営に助言を行う学校評議員制度などにより、家庭・学校・地域社会と連携した学校運営に努めます。また、地域人材（非常勤講師、学校支援ボランティア）を積極的に活用した学校教育の拡充を図ります。

7) 教育施設・設備の整備

高度情報社会に不可欠なコンピュータの更新をはじめ、教育情報ネットワークの充実や読書活動のための図書室の充実など、教育設備の充実に努めます。また、老朽化した校舎などの計画的な改修や給食センターの整備を図ります。

8) 教育環境の向上

学校間連携の推進をはじめ、学習資源のネットワーク化や学校の統廃合の検討など、教育環境の向上を図ります。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
幼児教育の充実			
幼稚園の存廃 検討	幼稚園の存廃を検討する	(H19) 検討	学校教育課
教育施設・設備の整備			
学校給食センター 整備事業	児童・生徒などに安全で衛生的な 給食を提供する学校給食センター を整備する	(H20～H22) 整備	学校教育課
大洋中学校 体育館建設事業	老朽化が激しく、手狭であるため 体育館を建設する	(H19～H21) 建設	学校教育課

4 - 2 地域資源を活用した生涯学習の活性化

■ 現状と課題

生涯学習

市内には公民館3か所、図書館1か所のほか、各地区集会所などの生涯学習・社会教育関係施設が設置され、身近な学習活動の場として、また、多世代交流の場として多くの市民に利用されています。

本市では、学習情報の提供、施設機能の拡充、関係団体の活動支援および指導者の確保・育成など、生涯学習活動の活性化に向けての環境づくりに取り組んでいます。

公民館などでは市民に関心の高い各種教室や講座を定期的で開催し、平成17年度には延べ6,500人あまりが参加しています。しかし、参加者が限られる傾向にあるため、学習活動への参加者の底辺拡大が課題となっています。

図書館では、図書の貸出し業務のほか、美術や文化財の展示を行い、また、施設から離れた市民の利用のために地域文庫も設置しています。重要な学習機能を備える図書館については、利便性の一層の向上とともにネットワーク化を進め、学習拠点としての機能充実に努める必要があります。

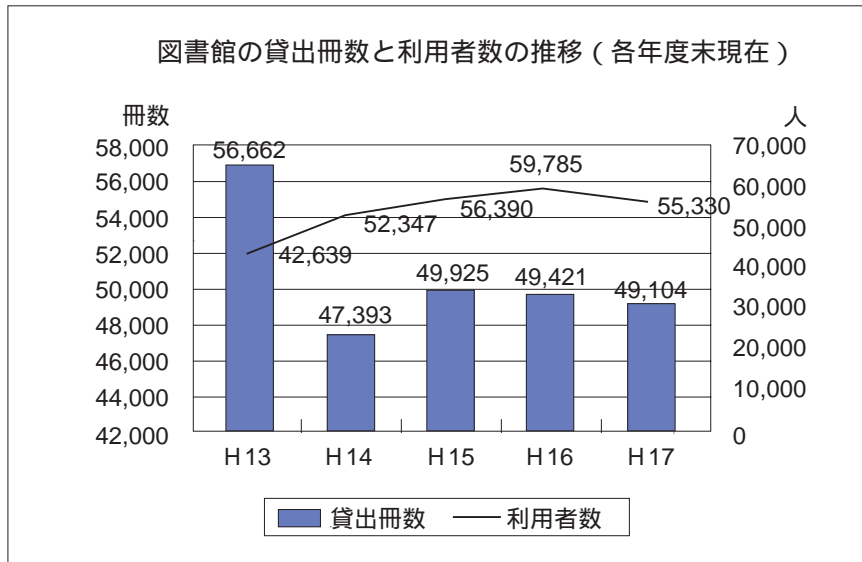
高齢社会における生涯学習には、高齢者の生きがいづくりや社会参加の貴重な機会としての役割がより一層求められています。そのため、自然、歴史・文化、人材など地域資源の活用を踏まえた事業の実施が必要となります。また、生涯学習環境の一層の充実に向け、先進的な情報の発信や市民同士の交流を加速させる拠点施設の整備も検討する必要があります。

青少年健全育成

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長していくことは、すべての市民の願いです。しかし近年は、家庭教育力の低下がいわれ、また、少子化やテレビゲームによる子ども同士の交流機会の減少、インターネットでの有害情報との接触などによる、青少年の健全育成への影響が懸念されています。

こうした中、本市においては、青少年育成市民会議や子ども会育成会、スポーツ少年団などがそれぞれ活発な活動を行っています。また、青少年相互の交流や高齢者との世代間交流に積極的に取り組む地域もあります。

今後は、家庭・学校・地域社会が一体となった青少年育成のための環境づくりを一層充実する必要があります。また、すべての地区で青少年健全育成に積極的に取り組むことが期待されます。

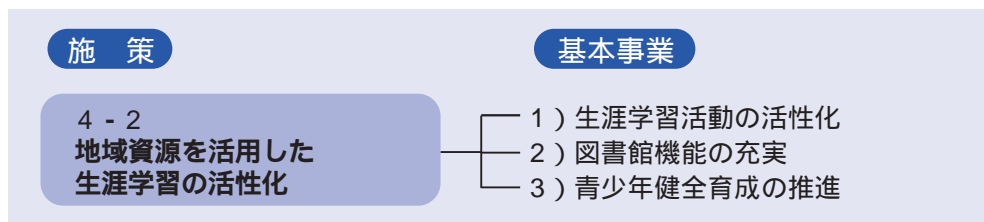


資料：図書館要覧

基本方針

生涯にわたる学習環境と人材育成環境の向上を目指して、地域資源を活かす学習活動と拠点機能の充実を図るとともに、家庭と協力した青少年健全育成活動を推進します。

施策体系



事業内容

1) 生涯学習活動の活性化

平成19年度に策定する「銚田市生涯学習推進計画」に基づき、公民館を中心とした学習プログラム（教室・講座）や地域資源を活用した「子どもふれあい体験事業」などを実施、市民の自主的な学習活動を支援します。

また、生涯学習や文化・芸術活動、さらには市民交流の拠点機能を備えた文化複合施設の整備に取り組みます。

2) 図書館機能の充実

市民の多様な学習・読書ニーズに対応した蔵書の充実に努めるとともに、図書館情報のネットワーク化への取り組みを進め、読書人口の拡大と学習拠点としての機能の充実に努めます。

3) 青少年健全育成の推進

青少年育成市民会議と青少年相談員の活動の充実に努め、関連団体との連携を強めながら、市全体で青少年健全育成活動の活性化に取り組めます。

5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
生涯学習活動の活性化			
生涯学習推進計画策定事業	庁内に推進本部を設置し、推進会議を中心に計画策定を行う	(H19) 計画策定、推進会議 (毎年) 1回以上	生涯学習課
教室・講座開設事業	市民の学習ニーズに対応し、広範囲な年齢層の参加を促すため、公民館運営審議会において検討された学習プログラムを各公民館で実施する	継続実施	各公民館
公民館施設維持管理事業	公民館機能の拡充を図るため、施設の改修を行う	(H19) 改修	各公民館
交流事業	子どもふれあい体験事業などの体験活動を通して、各地区の小学生同士の交流を図る	継続実施	生涯学習課
文化複合施設整備事業	生涯学習や文化・芸術活動、市民交流の拠点施設と位置づけ、施設の建設・整備を図る	(H19～H22) 整備	企画課 生涯学習課
図書館機能の充実			
図書館の利活用の推進	市民に親しまれ、利用される図書館運営を行う ・幅広い分野の蔵書、CDの充実 ・まちかど文庫の定期的な本の入れ替え、学校図書室の配本 ・ボランティア活動への協力 ・資料展示室展示会の開催 ・実習生や職場体験の受け入れ等	継続実施	図書館

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
図書館機能整備事業 ・図書館情報システム整備事業	学習拠点機能の充実を図るため、施設の機能を充実させる。 また、図書館利用の利便性向上のため、施設のネットワーク化を行う	(H20) システム稼働	図書館 生涯学習課
青少年健全育成の推進			
青少年相談員事業	地域の実情に応じた活動を推進するために、地区ごとの相談員活動を実施する	継続実施	生涯学習課
青少年問題協議会	青少年を取り巻く環境の問題点の協議を行う	(毎年)1回開催	生涯学習課

[主な関連計画] 銚田市生涯学習推進計画

4 - 3 文化振興およびスポーツ・レクリエーション環境の充実

4 - 3 - 1 文化・芸術活動の振興

■ 現状と課題

文化・芸術活動

文化・芸術活動は、市民一人ひとりの個性を発揮する絶好の機会であり、心の豊かさと市全体の活力を生み出す源です。本市では、平成17年度に86団体、延べ1,100人が文化・芸術に関する活動を行っています。

本市では、小中学校での鑑賞会や発表会をはじめ、文化・芸術団体の活動支援、生涯学習活動を通じた指導者の確保・育成など、より多くの市民が文化・芸術に親しみ、活動する機会の創出を図っています。

今後、さらに文化・芸術活動が活性化するために、市内の文化・芸術関係者が一体となった組織の設立が望まれるとともに、文化・芸術に対する市民の関心を一層高めていくことが課題となります。

文化財

本市の文化財の指定状況は平成17年度現在、国指定2件、県指定10件、市指定52件となっています。

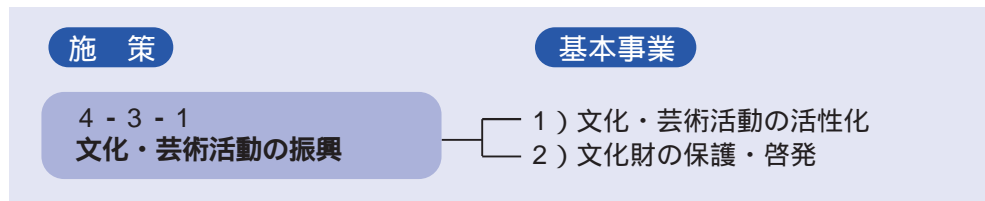
近年は、開発事業者から埋蔵文化財の所在について多くの照会があるなど、文化財に対する意識も定着しつつあり、引き続き文化財保護への意識を広めていくことが大切となります。また、文化財調査を継続し、実態の把握に努めていく必要があります。さらには、郷土を愛する豊かな心をはぐくみ、歴史や文化に対する正しい理解を深めるため、文化財の活用や文化財展示施設の充実も求められています。

一方、有形の文化財だけでなく、各地区に継承されてきた祭りや郷土芸能といった伝統行事も貴重な文化遺産です。長い歳月をかけて人々によってはぐくまれてきた郷土の伝統・風土を理解する上で、欠くことのできない伝統行事を保存・継承するためには、次代に引き継ぐ後継者の育成が大きな課題となっています。

■ 基本方針

文化・芸術活動への市民の関心を高めるために、中核となる機関の組織化を促進するとともに、貴重な文化財の保護・活用に努めます。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 文化・芸術活動の活性化

市民の文化・芸術活動が一層活発になるよう、その中核機関となる文化・芸術活動団体の組織化を促進するとともに、芸術に親しむ機会を創出します。

2) 文化財の保護・啓発

貴重な文化財を保護していくため、考古学などの経験者からの指導・助言を受けるとともに、文化財地図の作成、民具や土器類といった民俗資料を展示する方法の検討などを行い、文化財保護の意識啓発を図ります。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
文化・芸術活動の活性化			
文化・芸術活動事業	文化芸術関係者同士の連携を促し、活動団体の組織化を図る	組織化促進	生涯学習課
展覧会の開催	文化芸術活動への意欲を醸成するため、芸術に親しむ機会を創出する	(毎年)1回開催	生涯学習課
文化財の保護・啓発			
文化財保護・啓発事業	貴重な文化財を保護していくため、文化財地図を作成するなど、文化財を周知していく	継続実施	生涯学習課

4 - 3 - 2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

■ 現状と課題

近年、少子高齢化の進行や社会環境の変化に伴い、健康・体力の保持・増進に対する関心は年々高まっています。中でもスポーツは日常生活に欠かせないものと位置づけられ、そのニーズも多様化しています。また、市全体の一体化を図るためにも、スポーツ・レクリエーションによる交流が一層重要となっています。

総合公園、旭スポーツセンター、くぬぎの森スポーツ公園など、市内に13か所ある社会体育施設のほか、小中学校を利用して各地区で様々なスポーツ・レクリエーション活動が行われています。また、体育指導委員の指導によるニュースポーツ講習会の開催、スポーツ少年団の指導者研修会・講習会への参加など、スポーツ活動の普及促進を図っています。さらに、体育協会を中心に各種競技大会を開催しているほか、鹿島地域球技大会や県青年大会などにも参加しています。

こうした活動を一層活性化するために、地域に根ざした市民運営による総合型地域スポーツクラブの設立が必要となっています。また、ホームタウンとなった鹿島アントラーズFCとの連携を図りながら、市民スポーツの活性化に向けた新たな展開も必要となっています。さらに、体育施設が老朽化し、利用率も低下の傾向にあるため、利便性の向上と施設の整備・充実が必要となります。

■ 基本方針

総合型地域スポーツクラブを拠点に、多くの市民が気軽に幅広くスポーツ・レクリエーション活動に参加する環境づくりを進めます。

■ 施策体系

施策

4 - 3 - 2
スポーツ・
レクリエーション活動の充実

基本事業

- 1) スポーツ教室の開催
- 2) 指導者の育成
- 3) 総合型地域スポーツクラブへの支援
- 4) 運動施設の機能充実
- 5) スポーツ予約システムの活用
- 6) 学校施設の開放

■ 事業内容

1) スポーツ教室の開催

市民の健康づくりをはじめ、市民同士の交流や市全体の一体化につながる各種スポーツ教室・スポーツイベントを定期的を開催します。

2) 指導者の育成

地域や年代に応じた多様なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、体育協会やスポーツ少年団の指導者講習会などを通じた指導者の育成に努めます。

3) 総合型地域スポーツクラブへの支援

老若男女を問わず、いつでも・どこでも、スポーツに親しむ環境づくりを目的とした、総合型地域スポーツクラブの設置・運営を支援します。

4) 運動施設の機能充実

運動施設の利用促進に向けて、施設の保全管理と工事を行い、施設の機能充実を図ります。

5) スポーツ予約システムの活用

茨城県スポーツ予約システムを活用し、利用申請の充実と利用促進を図ります。

6) 学校施設の開放

市内小中学校の校庭や体育館を開放し、社会体育の普及とともに、幼児、児童および生徒の安全な遊び場の確保に努めます。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
スポーツ教室の開催			
スポーツ振興事業 (各種スポーツ教室)	各種スポーツ教室、スポーツイベントを開催する	各種スポーツ教室 (毎年)30回開催 マラソン大会 (毎年)1回開催	スポーツ 振興課
指導者の育成			
スポーツ振興事業 (スポーツ 指導者講習会)	スポーツ・レクリエーション活動の一層の普及に向けて、スポーツ指導者講習会を開催する	体育指導委員数 (H18)37人 (H19)28人 スポーツ少年団指導者 (H18)193人 (H23)220人	スポーツ 振興課
総合型地域スポーツクラブへの支援			
スポーツ振興事業 (総合型地域 スポーツクラブ)	市民スポーツの拠点機能を備える総合型地域スポーツクラブの設置と活動を支援する	(H21)クラブ設置	スポーツ 振興課
運動施設の機能充実			
運動施設整備事業	快適な環境を提供するため、スポーツ施設・公園施設の保全管理、維持補修工事を行う	(H19～H22) 順次改修	スポーツ 振興課

4 - 4 地域間・国際交流の推進

■ 現状と課題

国内外との交流活動は、交流を通じた見聞・知見を深め合い、お互いを尊重する心を養うことにつながります。さらには次代を担う人材育成や市民活動の活性化にもつながる大切な活動といえます。

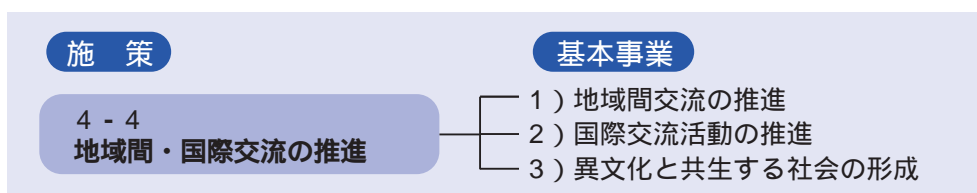
本市ではこれまで、青少年などの海外派遣事業を実施してきました。また、民間レベルでは、銚田市国際交流協会を中心に様々な分野での交流活動が活発に行われています。特に、スポーツ交流会や会員交流会の開催、日本語講座などを通じて、在住外国人との交流を図っています。

国内外との交流活動は、市民の主体的な取り組みが一層期待される分野のひとつです。そのため、銚田市国際交流協会など関係機関との連携をさらに強化し、より多くの交流活動を展開していくことが必要となります。また、身近な国際交流活動として、市内に在住する外国人との相互理解をさらに深めていくことも大切になります。

■ 基本方針

市民を主体とした交流活動の活性化を図るとともに、異なる文化や習慣に対する理解を深め、外国人と共生する環境づくりを推進します。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 地域間交流の推進

観光、文化、スポーツなどを通じた交流や農産物の消費地との経済交流を、関係機関と協力して推進します。

2) 国際交流活動の推進

銚田市国際交流協会を中心とした人的交流や文化交流など、市民を主体とした国際交流活動の支援・協力を努めます。

3) 異文化と共生する社会の形成

異なる文化との相互理解を深めていくために、市内に定住する外国人との交流機会の充実を図ります。また、海外との交流の環境づくりに努めます。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
国際交流活動の推進			
国際交流事業	銚田市国際交流協会を中心とした民間レベルの自主的な国際交流活動の活性化を支援する	継続実施	企画課

第5章 基本目標 5 市民を主役とする協働のまちづくり



《推進施策》

5 - 1 人権尊重・男女共同参画社会の推進

5 - 2 市民活動の活性化

5 - 3 効率・効果的な行財政の運営と協働のまちづくりの推進

5 - 1 人権尊重・男女共同参画社会の推進

■ 現状と課題

国は、あらゆる差別のない健全な社会の形成に向けて、「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」(平成12年)、「男女共同参画社会基本法」(平成11年)を制定し、人権尊重社会と男女共同参画社会の形成を推進しています。

また、近年では、高齢者や児童への虐待、ドメスティック・バイオレンス¹なども人権問題として認識されていることから、人権尊重と男女共同参画への取り組みは社会の重要な課題となっています。

特に同和問題に関しては、日本の歴史的発展の過程で形づくられた人為的な身分的差別であり、人権に関わる諸問題の中の大きな柱に位置づけられています。そのため本市では、学校での人権教育を推進しており、さらには人権推進連絡協議会を設立して、市民への人権啓発活動の推進を図っています。

一方、男女平等意識は、法整備により市民にも徐々に認識されつつありますが、まだ家庭や地域などにおいては、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているのが現状です。そのため、男女があらゆる分野において、お互いの人権を尊重し、支えあい、その能力を十分に発揮できる環境の形成が求められています。

今後は、市の人権教育を一層推進していくための基本方針を定めることが重要となります。また、男女共同参画社会の意義を十分浸透させるためにも、早期に「男女共同参画基本計画」を策定し、それらに基づく様々な取り組みを着実に実行していく必要があります。

■ 基本方針

人権教育を通じて醸成された正しい人権意識を基盤に、あらゆる分野で市民一人ひとりが能力を発揮できる男女共同参画社会を推進します。

■ 施策体系

施策

5 - 1
人権尊重・男女共同参画社会の推進

基本事業

- 1) 人権教育・啓発事業の推進
- 2) 男女共同参画社会の推進

¹ ドメスティック・バイオレンス(DV)：親密な関係にある男女間で行われる、身体的・精神的な暴力のこと。

■ 事業内容

1) 人権教育・啓発事業の推進

人権関係各機関・団体との連携を図りながら、人権教育・啓発事業における指針となる「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、その計画に基づき人権意識の向上を図ります。

2) 男女共同参画社会の推進

市民の意見を十分に踏まえ、各機関と連携を図りながら「男女共同参画基本計画」を策定し、その計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成と着実な事業実施を推進します。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
人権教育・啓発事業の推進			
人権教育・啓発に関する基本計画策定事業	人権関係各機関・団体と連携を図り、人権教育・啓発事業における指針となる計画を策定する	(H19)計画策定	社会福祉課 生涯学習課
人権・同和問題の啓発	人権・同和問題に係る調査・啓発の実施、人権・同和問題に関する協議および連絡調整を行う	継続実施	社会福祉課
人権教育推進事業（人権・同和問題講演会）	人権・同和問題に関する市民対象の講演会の開催、中学生対象の講演会を各中学校で開催する	講演会（毎年）1回 中学校講演会（毎年）1回	社会福祉課 生涯学習課 学校教育課 総務課
男女共同参画社会の推進			
男女共同参画基本計画策定事業	市民の意見を踏まえ、各機関と連携を図りながら計画を策定する	(H19)計画策定	秘書広聴課
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図る講演会、討論会などを開催する	(毎年)1回	秘書広聴課

[主な関連計画] 銚田市男女共同参画基本計画

5 - 2 市民活動の活性化

■ 現状と課題

地方分権社会を迎えて、市町村の自立が求められる時代となっています。そのため、活発な市民活動に支えられた市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくことが必要となります。

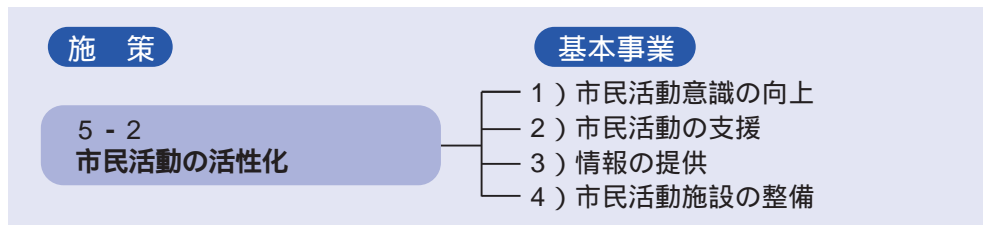
本市では、まちづくり推進会議と生涯学習推進会議の活動を通じて、自発的かつ多様な市民活動を支援しています。しかし、地域によっては活動に温度差が見られることから、一層の意識啓発や支援によって市民活動の活性化を図っていく必要があります。

また、福祉、教育、地域安全、環境保全、交流、人権など、あらゆる分野で、ボランティアやNPOをはじめとする活発な市民活動が求められています。

■ 基本方針

市民の自治意識の向上を目指し、多くの市民が参加する市民活動の促進を図ります。

■ 施策体系



■ 事業内容

1) 市民活動意識の向上

学区生涯学習推進会議などを中心に、文化活動やスポーツ活動を通じて、市民活動の気運の高揚に努めます。また、市民同士の相互扶助意識を高め、子どもや高齢者に優しい地域社会の形成を促進します。

2) 市民活動への支援

銚田市まちづくり推進会議が行う「ほこた塾」への支援などを継続し、市民活動を担う人材の育成や交流機会の拡充を図ります。

3) 情報の提供

広報紙やホームページなどを活用して各地区の市民活動に関する情報をわかりやすく伝え、市民活動への理解と参加を促進します。

4) 市民活動施設の整備

コミュニティセンター整備事業などの補助事業を導入し、地域住民が主体となった集会施設の設置を推進します。

5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
市民活動意識の向上			
まちづくり推進事業	まちづくり推進会議や生涯学習推進会議を引き続き開催し、自発的で多様な市民活動の活性化を支援する	継続実施	企画課
市民活動施設の整備			
地域農業確立推進事業 (コミュニティセンター整備事業)	世代を超えた地域活動の推進とともに農村地域の生産・文化活動などの拠点施設となる「コミュニティセンター」の整備を促進する	(H19～H20) 畑田地区 安塚地区	産業経済課

5 - 3 効率・効果的な行財政の運営と協働のまちづくりの推進

■ 現状と課題

少子高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、多様化・高度化する市民ニーズに対応していくためには、これまでの行政主導による活動のみでは質的にも量的にも限界があります。また、厳しい財政の見通しを踏まえると、行政運営の大きな変革期を迎えているといえます。

こうした時代認識に基づく合併により誕生した本市では、限られた財源を最大限に活用し、地方分権時代にふさわしい効率的な行財政システムを構築するため、平成18年度に「銚田市行政改革大綱」とその実行計画となる「銚田市集中改革プラン」を策定しました。

今後は、この「銚田市行政改革大綱」に定めた4つの方針に基づく行政改革を着実に実行し、市民との協働（パートナーシップ）を基調として、本市の自立性が発揮できる行政体制の確立と市民満足度の向上を図っていくことが課題となります。

『行政改革の4つの方針』（銚田市行政改革大綱より）

- 1) スリムで質の高い行政運営システムの構築
- 2) 自立性が発揮できる行政体制の確立
- 3) 地域との協働によるまちづくりの推進
- 4) 分権型社会に対応した経営・財政運営の推進

■ 基本方針

「銚田市行政改革大綱」に基づき、ニュー・パブリック・マネジメント の考え方を積極的に導入した新しい行財政運営を、市民とともに推進していきます。

■ 施策体系

施策

5 - 3
効率・効果的な行財政の運営と
協働のまちづくりの推進

基本事業

- 1) 質の高い行政運営
- 2) 市民と行政との協働推進
- 3) 分権型社会に対応した財政運営

ニュー・パブリック・マネジメント（New Public Management）：1980年代半ば以降、イギリスなどで広がった行政運営理論で、企業の経営理念・手法・成功事例などを行政の現場に適用して、効率化・活性化を図るもの。

■ 事業内容

1) 質の高い行政運営

実施事業の相互調整と財源調整を図りながら、行政評価システムの確立と一層の事務事業や組織機構の見直しを行い、より効率的な行政運営を図ります。

2) 市民と行政との協働推進

市民と行政が対等な立場で責任を共有しながら、目標達成に向けて連携が図れるよう、協働のまちづくりを推進します。

3) 分権型社会に対応した財政運営

自主財源の根幹である市税の安定確保を図るため、収納率の向上に努めます。また、重点的・効率的な配分を行い、計画的な財政運営を推進します。

■ 5年間に取り組む主な事業

* H18数値は見込み * 担当部署は平成19年3月1日現在

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
質の高い行政運営			
行政評価システムの導入	事業の効果的な実施に向けて、事務事業を評価するシステムを確立し、評価を次の施策・政策に反映する	(H20) 実施	企画課
戸籍電算化事業	事務処理の迅速化・効率化と迅速な窓口対応を可能にするため、各庁舎で管理していた戸籍を一元化し、共有化する	(H20) 本稼動	市民課
外国人登録システム導入	既存の住民基本台帳システム及び機器を活用した外国人登録システムを導入し、各庁舎で同一の対応を図る	(H19) 本稼動	市民課
電子入札事業	入札事務における透明性の確保と事務の簡素化を図るため、希望する市町と共同で県の電子入札システムを利用する	(H19) 利用開始	財政課
庁舎改修整備事業	市民来庁時の快適化を図るため、庁舎内施設の老朽化に伴う器具および設備などを改修・整備する	順次整備	財政課

事業名	計画概要	事業目標	担当部署
協力体制の強化	茨城空港の開港に併せて整備が進む東関東自動車道水戸線や下水道などの生活環境整備促進のため、近隣自治体との連携・協力体制の充実を図る	継続実施	企画課
広域都市圏の形成	公共施設の相互利用など、自治体間の交流、広域的な連携強化を推進する	継続実施	企画課
市民と行政との協働推進			
指定管理者制度の導入	民間のノウハウを活用した施設運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入する	(H19～H21) 3施設導入	総務課 および主管課
公共的サービスの提供を行う活動主体への支援	市民参加型のまちづくりに向けて、公共的サービスの提供を実施しようとする団体などの育成およびその活動を支援する(区・NPO等)	(H19) 助成制度の継続実施、 団体指導、育成強化	企画課
パブリックコメント制度の導入	市民意見を反映した市政を目指し、計画や条例などの策定過程において広く市民から意見を求め、その意見に対する市の考え方を公表する制度の導入	(H19) 導入	秘書広聴課
広報活動への市民参加	市民による行政参加の一環として、市の広報紙作成に協力員(仮称)として情報提供、取材、広報紙への意見、提言を行う	(H20) 導入	秘書広聴課
分権型社会に対応した財政運営			
バランスシートの導入	市民にわかりやすい透明性の高い財政運営を目指し、バランスシートを導入する	(H20) 導入	財政課
市有地の有効利用	市有地(普通財産)の有効利用を図るため、実態を再調査した上で、活用を検討する	(H20) 実施	財政課 企画課

[主な関連計画]

銚田市行政改革大綱・銚田市集中改革プラン